

第3回定例会会議録

平成30年 9月 7日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。これより、平成30年第3回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 書類番号1をご覧ください。

諸般の報告

平成30年9月7日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案23件・報告1件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長ほか、関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、五味高明議員ほか8名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。

それでは、報告します。

8月31日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成30年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問について、審議日程等を決定したので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案23件、報告1件の計24件であります。一般通告の報告者は9名であります。

これにより会期はより9月20日までの14日間とすることに決定しました。

次に、議案日程につきましては、書類番号1をご覧ください。

それでは、18ページの会期及び審議予定書をお開きください。

第 1日目 9月 7日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2日目 9月 8日 土曜日

議案審査

第 3日目 9月 9日 日曜日

議案審査

第 4日目 9月10日 月曜日 午前10時

一般質問

第 5日目 9月11日 火曜日 午前10時

一般質問

第 6日目 9月12日 水曜日 午前10時

総務福祉文教常任委員会

第 7 日目	9 月 1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 8 日目	9 月 1 4 日	金曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 9 日目	9 月 1 5 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	9 月 1 6 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	9 月 1 7 日	月曜日		休会
第 1 2 日目	9 月 1 8 日	火曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 3 日目	9 月 1 9 日	水曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 4 日目	9 月 2 0 日	木曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして、常任委員会の開催日程を報告します。

19 ページです。

総務福祉文教常任委員会

9 月 1 2 日	水曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

9 月 1 4 日	金曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
1 8 日	火曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2

続きまして、全員協議会の日程です。

9 月 1 9 日	水曜日	午前 1 0 時	委員会室 1・2
-----------	-----	----------	----------

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、9月20日までの14日間としたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は9月20日までの14日間と決しました。

――― 日程第3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

13番 五味 高明議員

1番 内堀喜代志議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず御参集を賜わり、平成30年第3回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

6日早朝に発生しました北海道での最大震度7を記録した地震につきましては、大規模な土砂崩れ、道内全域での停電など、甚大な被害が出てしまいました。この災害によって亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、1日も早い復旧を願うところであります。

また、改めて地震による災害の恐ろしさを実感するとともに、災害に対する日ごろの備えの重要性を痛感したところであります。

それでは、初めに昨今の異常高温の影響と台風対応について報告いたします。

7月中旬から8月上旬にかけて、全国各地で災害並みの記録的異常高温となり、9月に入っても平年に比べて高温が続いています。特に、7月23日には埼玉県熊谷市で41.1度という国内の観測史上最高気温を記録しました。

当町においても、今年度は8月末までの間に熱中症の疑いで10名が救急搬送されています。前年同期は3名でしたので、この数字にも異常高温の影響があらわれています。

また、7月28日の夜半から29日の未明にかけて台風12号が通常と異なる進路で長野県南部に接近したため、第46回信州御代田龍神まつりは実行委員会の役員会において、断腸の思いではありましたが、全員一致で中止という決断をせざるを得ませんでした。

この台風12号の接近に備えて、町では第二次警戒体制を発令し、私を初め、総

務課、建設水道課及び産業経済課の一部の職員が宿直体制をとって対応に当たりました。

被害状況としましては、町内一円で47件の風倒木被害があり、うち1件は住宅に被害が及びました。このほかに出荷用のダリアの倒伏被害が1件ありました。

次に、防災減災事業について申し上げます。

去る8月26日、日曜日に、国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所の主催により、濁川砂防堰堤工事の起工式がエコールみよたで開催されました。この事業は、平成27年6月に浅間山の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたことから、平成38年度までを事業期間として、約250億円の国費を投じて実施されている国土交通省の直轄火山砂防事業の一環です。これまでに緊急的措置として被害を軽減する暫定的な砂防堰堤は全て完成していただきましたが、当町にも関係する濁川の上流でようやく恒久的な砂防堰堤の建設工事が着手されました。

8月30日には、浅間山の噴火警戒レベルが3年2カ月ぶりに2から1に引き下げされましたが、1日も早くこの事業の全体が完了するよう、引き続き関係機関に強く働きかけてまいります。

また、本議会の会期中ではありますが、9月9日日曜日に、北小学校を主会場として、町主催による体験型の総合防災訓練を実施しますので、議会の皆様を初め、多くの皆様の御参加をお願い申し上げます。

次に、ただいま開催中の浅間国際フォトフェスティバルの状況について報告します。

5月14日に締結しました御代田町写真美術館及び浅間国際フォトフェスティバルに関する協定書に基づき、8月11日から9月30日までの会期で、来年度予定しています第1回浅間国際フォトフェスティバルのプレイベントとして開催しています。200点ほどの大型写真などを旧メルシャン軽井沢美術館の屋内外に展示するとともに、写真教室やワークショップを実施しており、ホームページやSNSなどの拡散から、多くの方に御来場いただいています。

また、あすの朝、7時30分からNHKの番組、おはよう日本で中継を予定しているなど、今後もさらに多くの皆様に知っていただけるような取り組みを進めてまいりますので、多くの皆様の御来場をお待ちしております。

次に、ひらまつのリゾートホテル誘致の状況を報告します。

8月8日に行われました議会全員協議会で説明しましたとおり、大きなポイントの一つとして進めてまいりました土地の賃貸借契約について、8月27日付で締結しました。

直近の経過としましては、ホテルの進入道路用地で実施していました広畑遺跡の発掘調査は予定どおり7月末で完了しています。現在は、ひらまつで開発行為と農地転用を申請しているところで、近日中には許可が得られる見通しとなっており、9月中旬には開発工事が開始される予定となっています。

町においても、引き続き公共下水道工事を施工するなど、環境整備を進めてまいります。

続いて、町内の産業振興について申し上げます。

県内の製造業の売上高上位50社の総額が10年ぶりに2兆7,000億円を超え、10年前のリーマンショック後、最高水準に達したことが帝国データバンクの調べでわかりました。帝国データバンクは毎年、年内の製造売上高をトップから50番目までまとめていて、前年度から7%の1,849億円余り増えたことになりました。

町内に本社を置く電子機器部品メーカー、ミネベアミツミは、トップのセイコーエプソンに続き2位となり、4%余り上回る4,724億円となりました。同じく町内の工作機械メーカー、シチズンマシナリーは、中国や欧州などで好調な業績で、売上高が34%余り上回る465億円となり、前の年度の13番目から8番目となりました。このことは8月24日のNHKで報道され、御代田町の2つの企業がクローズアップされました。

県内企業の総売り上げが過去最高となった中での町内の企業が名を連ねた報道となりましたが、産業振興を目的とした御代田町工業振興条例の補助金交付、例年の企業訪問及び懇談会を重ねてきました御代田町としても大変喜ばしい結果となりました。

次に、町のごみ処理の状況について申し上げます。

ごみの総排出量は、平成25年度以降3,000t前後で推移しており、平成29年度は2,957tで、前年比3tの減少となりました。しかし、最少であった平成20年度と比較すると、約56tの増加となっています。

可燃ごみが平成20年度以降増加し続けており、平成29年度も前年比

1.88%の増加となっています。人口増加が要因の一つではあると考えられますが、他の排出区分と比べて大きく増加しています。担当課において、可燃ごみの組成調査を数年ごと、平成27年度、平成30年度に行っていますが、本年度の結果として雑紙の混入が14%程度見られ、前回の15%とほぼ同じ結果でした。

雑紙は、可燃ごみとして処理すれば処分のための経費がかかります。しかし、資源物として収集すれば収入となり、総合的な経費効果が生まれます。雑紙の分別が今後の可燃ごみの減量化に大きく影響してまいります。

雑紙の分別は、トイレトペーパーの芯や小さなお菓子箱など、紙ひもでしばって排出するにはすき間から漏れてしまうようなものがあります。

そこで、今年度の啓発物品として、雑紙用紙袋を用意し、分別をより一層推進することとしています。

これから各戸に配布し、雑紙の分別について御理解と御協力をいただき、さらに御家庭にある紙袋を活用いただけるよう取り組んでまいります。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、専決処分事項の報告1件、人事案1件、事件案1件、条例案3件、決算の認定11件、補正予算案6件、報告事項1件の計24件です。

専決処分事項の報告1件につきましては、平成30年度御代田町一般会計補正予算（第2号）の専決です。平成29年度の繰越金を財源とし、平成29年度中に予定納付されていた法人町民税の還付金1,046万円を増額補正しました。還付加算金が膨らむことを抑えるため、7月2日付で専決処分させていただきました。

人事案の1件につきましては、現在、御代田町農業委員会の委員定数14名のうち1名が欠員となっています。一般公募から評価委員会の評価などの手続を得て、適任者として馬瀬口の山本みさ子さんを選定いたしましたので、議会の同意を求めます。

事件案の1件につきましては、旧役場庁舎の職員駐車場用地5,650m²の取得について、8月21日に土地売買に関する仮契約を締結しましたので、議会の議決をお願いするものです。

これまでの議会全員協議会で説明してきたとおり、1m²当たり1万2,400円、1坪当たり約4万1,000円で売買するものです。

条例案の3件につきましては、1件目の御代田町公告式条例の一部改正案は、役

場新庁舎への引っ越しに伴い、条例公布等の掲示場も新庁舎に新設しましたので、これまでの御代田町役場前掲示場から御代田町役場掲示場に改めるものです。

2件目の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案は、本年度新たに制定しました職員駐車場利用規程に基づき、本年6月から正規職員1人当たり月額500円の維持管理協力金として駐車場利用料を徴収します。12月の給与から年度分を一括して天引きをするためには給与条例に定める必要がありますので、追加するものです。

3件目の御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案は、厚生労働省令で定めた同基準が、一部改正により規制緩和されたため、関連する町条例の一部を国の基準と同様に改正するものです。

決算認定の11件につきましては、平成29年度一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額が78億219万円で、前年度に比べ11億4,319万円、17.2%の増額、歳出総額は74億932万円で、前年度に比べ12億968万円、19.5%の増額と、歳入歳出ともに過去2番目の決算額となりました。

歳入につきましては、役場庁舎整備経費の財源に充てた役場庁舎整備基金繰入金2億3,353万円の増額、公共施設等適正管理推進事業債9億1,890万円の増額が主な増額要因となっています。

また、町税は22億8,327万円で、5,292万円の減額、地方交付税は12億749万円で8,335万円減額となり、昨年に続き一般財源の確保が厳しい状況でした。

一方、歳出につきましては、大型事業として平成28年度から継続実施しています役場新庁舎建設事業は、平成28年度からの繰り越し分も含め18億1,021万円を支出し、本体建設工事が無事完了しました。

また、社会資本整備交付金を充て実施しています都市再生整備計画事業では、上ノ林児玉線、久能梨沢線、南浦3号線などの工事、用地購入、補償等を実施し、平成28年度からの繰り越し分を含め3億1,857万円の決算額となりました。ソフト事業もあわせ、引き続き限られた財源の中で事業を実施してきました。

一般会計歳入歳出差し引き額から後年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ1億5,600万円の決算積み立てを行い、繰越明許により繰り越した財源を除いた1億5,481万円を平成30年度に繰り越しました。

一般会計のほか、9つの特別会計と公営企業会計におきましても、それぞれの設立趣旨に基づき、一般会計と同様に適正な運営に努めてまいりました。

補正予算案の6件につきましては、平成30年度一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,601万円を増額し、合計65億8,919万円とするものです。

歳入の主な内容は、地方交付税額確定に伴い7,860万円、障害児通所給付費として国庫負担金及び県負担金で404万円、また、確定した平成29年度からの繰越金のうち1,247万円を補正の財源として増額計上しました。

さらに、町政は交付税額が確定したことから、臨時財政対策債1,830万円、事業費の増に伴いまして、都市再生整備計画事業債を1,790万円と、それぞれ増額を計上しました。

歳出の主な内容は民生費の社会福祉費で、前年度事業の精算として国庫負担金等の返還金685万円、障害児通所給付費として539万円の増額を計上しています。

また、土木費では、町道補修工事1,581万円、事業代替用地の先行取得費として7,055万円を、都市再生整備計画事業費の補償費として1,998万円の増額補正をお願いしました。

特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより、5会計で総額3億5,754万円の増額補正を計上しました。

このうち国民健康保険事業勘定特別会計では、前年度繰越金の増額とともに、国保運営協議会の答申をいただいた支払い準備基金への積立金として2億円の増額を計上させていただきます。

報告事項の1件につきましては、平成29年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

平成29年度の一般会計、9つの特別会計、公営企業会計は、全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率につきまして、良好である旨を報告します。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げます、第3回御代田町議会定例会招集の挨拶をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第53号 専決処分事項の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 議案第53号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） おはようございます。

議案書の3ページをお開きください。

議案第53号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年9月7日 提出

御代田町長 茂木祐司

4ページをお願いいたします。

専第11号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、専決処分する。

平成30年7月2日 専決

御代田町長 茂木祐司

専決処分させていただいたのは、平成30年度御代田町一般会計補正予算（第2号）についてです。

次の補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度御代田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,046万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,317万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款 19、繰越金、項 1、繰越金は 1,046 万円の増額をお願いしております。

こちら、前年度繰越金の増額でございます。

予算書の 3 ページをお願いいたします。

歳出であります。

款 2、総務費、項 2、徴税費は、同じく 1,046 万円の増額をお願いしております。1,046 万円の内容でございますが、全額町税の還付金、還付加算金であります。平成 29 年度に法人町民税を予定納税されていた法人から、平成 30 年 6 月 28 日付で 29 年度分の確定申告書が提出され、その申告の状況から、本年度納付すべき税額を除いた 1,046 万円を歳出還付することになり、補正予算をお願いしております。

なお、本税に合わせて支出する還付加算金の支出を抑えるため、7 月 2 日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 異議なしと認め、議案第 53 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小井土哲雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第54号 御代田町農業委員会の委員の選任について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第6 議案第54号 御代田町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 議案書5ページをお願いいたします。

提案説明に当たりまして、提案に至った経過について説明いたします。

農業委員会は、任期満了による改正により、平成29年7月20日から新制度へ移行し、農業委員14名、農地利用最適化推進委員5名で、農地等の利用の最適化の推進などの業務に取り組んでいます。

今回、農業委員1名の辞任を受けまして、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき、7月4日から7月31日の期間で欠員の募集を行いましたところ、推薦による応募者1名、推薦のない公募者1名の計2名の応募がありました。

この結果、農業委員の欠員1名に対し、1名の増となったため、御代田町農業委員候補者評価委員会運営規程に基づき、町長からの求めにより、平成30年8月3日に御代田町農業委員候補者評価委員会を開催しました。

評価委員会では、農業委員として応募した2名の者に対して、農業委員候補者評価基準に基づく評価を行い、農業委員候補者の評価の意見を町長に提出しました。

評価委員会では、評価に当たり、第23期御代田町農業委員候補者評価基準を定め、地域からの評価、農業に関する識見、候補者に関する評価の3項目の基準を設け、評価を行いました。

評価委員会からの意見に基づき、本日ここに農業委員の選任案を上程させていただきます。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。

議案第54号 御代田町農業委員会の委員の選任についてでございます。

下記の者を、御代田町農業委員会の委員に選任したいから、御代田町農業委員会

の委員の選任に関する規則第9条の規定により、議会の同意を求めます。

記

敬称は省略させていただきます。

氏名、山本みさ子、住所、御代田町大字馬瀬口2152番地3、生年月日、昭和23年8月12日。

佐久浅間農業協同組合からの推薦で、認定農業者でございます。

1名の農業委員の選任につきまして同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 異議なしと認め、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小井土哲雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号 御代田町農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第7 議案第55号 財産の取得について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第7 議案第55号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第55号 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記により財産を取得するため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いいたします。

記

1、取得する財産及び数量。

御代田町大字馬瀬口字入向原1838番、地目、雑種地、地籍、
1,476.30m²。

大字御代田字上橋沢2464番1、雑種地、3,488.60m²。

字上橋沢2458番の一部、北側でございますが、畑、657.52m²。

字上橋沢、同じく2458番の一部、西側の通路部分でございますが、畑、
27.86m²。

合わせまして5,650.28m²、約1,709坪でございます。

2番としまして、取得価格7,006万3,720円。

3番、取得の相手方につきましては記載のとおりでございます。

これまでの議会全員協議会で説明してきましたとおり、職員駐車場として1m²当
たり1万2,400円、1坪当たり約4万1,000円での売買となります。

8月21日に仮契約いたしましたので、御審議をお願いいたします。

議案書7ページから10ページまでは仮契約書でございます。11ページは位置
図となっております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第56号 御代田町公告式条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第8 議案第56号 御代田町公告式条例の一部を改正す
る条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第56号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、役場新庁舎への引っ越しに伴い、条例公布等の掲示場も新庁舎に新設をいたしましたので、これまでの御代田町役場前掲示場から御代田町役場掲示場に位置を改め、附則としまして、新庁舎での業務開始日であります5月7日から遡及適用とするものでございます。

議案書の13ページにつきましては改め文で、14ページは新旧対照表となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小井土哲雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第57号 一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第9 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましては、本年度新たに制定いたしました職員駐車場利用規程に基づき、本年6月から正規職員1人当たり月額500円の維持管理協力金、

駐車場利用料でございますが、これを徴収することとなりました。毎年12月の給与から1年分を一括して、いわゆる天引きをするためには、本条例に定める必要がありますので、条例第3条第2項に第6号として追加するものでございます。

附則として、公布日から施行いたします。

議案書16名は改め文で、17ページは新旧対照表となっております。

18ページにつきましては、新旧対照表が重複してしまっております。削除をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第58号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第10 議案第58号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それでは、議案書の19ページをご覧いただきたいと思えます。

議案第58号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出するものでございます。

本条例の一部改正につきましては、国の省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うものでございます。

趣旨としましては、家庭的保育事業所、御代田町には1事業所、西軽井沢におひ

さまがございますけれども、そちらと御代田町に1事業所しかないんですけれども、もし何かあった場合に事業所間で連携をとれるというものでございます。御代田町には1事業所しかございませんので、今のところ、こちらが活用されることはございませんけれども、事業所ができて活用があった場合に備えまして、基準の条例を改正するものでございます。

家庭的保育事業所につきましては、現在、保育所との連携というのは認められているんですけれども、先ほど町長からもございましたとおり、規制緩和されまして、事業所間の連携が今度とれるようになるものでございます。

そちらが、20ページが条例の改正案でございますが、こちらの中段からの2項、3項がそちらの基準となっております。

そちらの下、17条第2項の関係ですけれども、保育事業の連携とあわせまして、自園での給食提供が今のところは基準となっておりますが、そちらも改正をされまして、外部ですので、やはり同じ事業所間での提供も認めるということで、外部委託も可能とする条例となっております。その改正でございます。

この条例については、公布の日から施行するということでお願いいたします。

22、23、24ページにつきましては、新旧対照表となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第59号 平成29年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第11 議案第59号 平成29年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の25ページをお開きください。

議案第59号 平成29年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度御代田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日 提出

御代田町長 茂木祐司

別冊、決算書の6ページから13ページまでの歳入歳出決算書、款項別集計表につきましては、お手元の資料番号1により説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

平成29年度の一般会計の決算概要について御説明をさせていただきます。

平成28年度から繰越明許により繰り越しをしました9事業の事業費を含んだ平成29年度決算総額につきましては、歳入で78億219万9,000円で、前年度に比べまして11億4,319万3,000円、率で17.2%増となっております。

また、歳出は74億932万8,000円で、こちらも12億968万9,000円、19.5%と増加をしております。

また、最終予算額に対する執行率でございます。歳入が98.7%、歳出が93.7%となっております。

歳入の主な増加要因でございますが、役場庁舎建設事業の財源として、繰り入れをしました役場庁舎整備基金繰入金で2億3,353万9,000円、公共施設等適正管理推進事業債9億1,890万円の増額によるものでございます。

歳出の増加要因でございます。こちらも役場庁舎建設事業、また、地方創生拠点整備交付金を受けて実施をした美術館改修工事など、普通建設事業費で14億7,700万ほどの増となったことが要因でございます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。款1、町税は、総額22億8,327万円で、前年比5,292万7,000円、2.7%減少をしております。

個人住民税は167万6,000円増加しておりますが、法人町民税が

5,734万7,000円と大幅に減少しました。

また、固定資産税は、新增築家屋の増加により381万2,000円増加となり、軽自動車税は、こちらも台数の増加により193万9,000円増加をしているところであります。

現年度徴収率につきましては99.2%で、前年度より0.1ポイント減少し、滞納繰り越し分に係る徴収率は7.4%となっております、全体では94.2%となっております。

款2、地方譲与税から款11の交通安全対策特別交付金までの交付金等につきましては、多くの科目で増額となったものの、地方交付税が8,335万5,000円減額となったことから、全体で5,283万8,000円の減となっております。

款10、地方交付税の内訳ですが、普通交付税で5,370万3,000円、特別交付税で2,965万2,000円の減となっております。

普通交付税の減額は、基準財政収入額のうち個人町民税の所得割、固定資産税の家屋の増がございましたが――失礼しました。基準財政収入額では、個人町民税の所得割と固定資産税の家屋の増が、また、基準財政需要額では、平成13年度借りました地域総合整備事業債が国税の算定外となったことが要因でございます。

一番下になりますが、款12、分担金、負担金、9,807万3,000円で、前年比539万1,000円、5.8%増加をしております。主に、後期高齢者広域連合からの負担金の増加によるものでございます。

主な負担金である保育料の徴収率でございますが、現年度分で昨年と同ポイントを維持しております、99.5%となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

款13、使用料及び手数料です。7,917万円で、前年比111万8,000円、1.4%減少をしております。住宅使用料やラインガルテン使用料の減少が要因となっております。

主な使用料の徴収率であります。住宅使用料現年度分で99.1%と0.5ポイント増加をしております。

款14、国庫支出金は7億2,112万1,000円で、1億2,857万円、21.7%増加しております。都市再生整備総合交付金1億480万9,000円や、保育所等整備交付金993万3,000円の増額が主なものでございます。

款15、県支出金は、3億831万9,000円で、前年比165万1,000円、0.5%増加しました。主に、子どものための教育保育負担金457万8,000円の増加によるものであります。

款16、財産収入は1,225万4,000円で、こちら121万6,000円、11.0%増加をしております。主な要因ですが、土地売却収入193万円増加によるものでございます。

款17、寄附金は6,430万5,000円で、前年比23万9,000円、0.4%減少しております。ふるさと納税寄附金は82万円増加したものの、その他の指定寄附金が前年度100万円ございました。100万円減少したことが要因でございます。

款18、繰入金は8億8,794万1,000円で、前年比3億5,000万5,000円、65.1%増加をしました。先ほど申し上げたとおり、役場庁舎整備事業の財源に充てました庁舎整備基金繰入金が2億3,353万9,000円、財政調整基金繰入金が9,850万円増加したことによるものです。

款21の町債でございます。13億1,430万円で、前年比9億120万円、218.2%増加をしております。要因は、役場庁舎整備事業に充てました公共施設等適正管理推進事業債9億1,890万円増加によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出になります。歳出の主な増減について説明をさせていただきます。

款1、議会費8,613万2,000円で、前年比352万7,000円、4.3%増加しました。こちらは、一般職の人事管理経費470万円増加したことによるものでございます。

款2、総務費は26億6,230万8,000円で、前年比14億6,557万2,000円、122.5%増加しております。こちらの要因につきましては、庁舎本体建設工事が完了しました役場庁舎整備経費で14億56万6,000円増加したことによるものでございます。

続きまして、款3、民生費です。15億9,724万1,000円で、前年比1億2,916万8,000円、7.5%減額しております。こちら、平成28年度事業実施しました東原児童館の建設事業費がなくなりました。1億4,831万2,000円減少したことによるものでございます。

款 4、衛生費 4 億 2,159 万 8,000 円で、前年比 1 億 4,651 万円、25.8%減少しました。こちらは新クリーンセンター整備負担金 6,677 万 1,000 円、面替地区の地域振興基金の積立金 7,000 万円が平成 28 年度にあったことによるものでございます。

款 5、労働費は 157 万 2,000 円で、98 万円、165.5%増加しております。創業支援・就労支援の事業委託料 100 万円、こちらが増額の要因でございます。

款 6、農林水産業費は 1 億 8,033 万 2,000 円で、前年比 610 万 6,000 円、3.5%増加しました。農業体質強化基盤整備促進事業が 1,235 万 5,000 円増加したことが増の要因となっております。

款 7、商工費 6,466 万 5,000 円で、前年比 393 万 3,000 円、5.7%減少をしております。こちらは工業振興奨励補助金 269 万 3,000 円の減少によるものでございます。

款 8、土木費 7 億 8,213 万 8,000 円で、前年比 1 億 6,020 万 6,000 円、25.8%増加をしております。こちらの要因でございますが、県営住宅用地利活用調査委託料 583 万 2,000 円の減少の要因もございましたが、繰越明許費を含む都市再生整備計画事業で 1 億 3,576 万 9,000 円、町単独の道路新設改良費で 1,625 万 4,000 円増加しておりますことが要因であります。

4 ページになります。

款 9 の消防費 2 億 4,841 万 1,000 円で、前年比 111 万 1,000 円、0.4%増加をしております。こちらは、28 年度実施をしました衛星系の行政無線設備の工事負担金の 838 万 6,000 円の減少はございましたが、佐久広域連合の消防費負担金で 952 万 2,000 円の増加したことが増の要因となっております。

款 10 の教育費は 4 億 3,169 万 9,000 円で、前年比 7,469 万 7,000 円、14.8%減少をしております。小学校校務用パソコン購入費 1,111 万 9,000 円や中学校のグラウンド防球ネットの設置工事 779 万 5,000 円など、増加はしておりますが、教育施設整備基金積立金が 7,610 万円減少しております。こちらが減少の要因でございます。

続いて、款 12 の公債費であります。9 億 2,645 万 7,000 円で、前年比

7,524万6,000円、7.5%減少をしております。こちらは28年度に前年度決算剰余金を財源として1億7,600万円ほどの元金の繰上償還を実施したことが減少の要因でございます。

それでは、決算書の14ページをお開きください。

こちら歳入、一般会計の歳入歳出差し引き残額でございます。3億9,287万820円、このうち基金繰入金としまして1億5,600万円を財政調整基金のほうに繰り入れてございます。

以上が平成29年度一般会計の決算概要でございます。

次に、決算書の198ページをお開きください。

こちら、実質収支に関する調書となっております。

1番の歳入総額は78億219万9,000円、2番の歳出総額74億932万8,000円で、3番、歳入歳出差し引き額は3億9,287万円となっております。4番の翌年度へ繰り越すべき財源としまして、(2)の繰越明許費、繰り越し額で8,205万5,000円について、翌年度へ繰り越しをしております。

また、5番の実質収支額につきましては、3番の歳入歳出差し引き額から4番の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました3億1,081万5,000円となっております。先ほども申し上げましたとおり、6番の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金の繰入金は1億5,600万円であり、5番の実質収支3億1,081万5,000円から6番の基金繰入金1億5,600万円を差し引きました残額1億5,481万5,000円を平成30年度へ繰り越してございます。

なお、地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類といたしまして、歳入歳出事項別明細書につきましては、本決算書15ページから197ページに、実質収支に関する調書は本198ページに、財産に関する調書を353ページから357ページまでに、また、306ページ以降につきましては、主要事業の状況などの決算に関する説明書を掲載しております。

そして、同法第241条第5項の規定に基づく書類といたしまして、358ページから359ページまでに定額運用基金の運用状況を示す書類を掲載してございます。

以上、平成29年度一般会計の歳入歳出決算の概要について御説明をいたしまし

た。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前 11 時 03 分）

（休 憩）

（午前 11 時 14 分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

企画財政課長より、発言が求められていますので、これを許可します。

○企画財政課長（荻原春樹君） 大変、申しわけありません。資料番号 1 の 2 ページになります。一番上の、使用料及び手数料の使用料の主な増減理由に、下の段になりますが、クラインガルテン使用料 82 万 5,000 円の減となっておりますが、82 万 5,000 円の増の誤りですので、訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（小井土哲雄君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。荻原謙一議員。

（2 番 荻原謙一君 登壇）

○2 番（荻原謙一君） 議席番号 2 番、荻原謙一です。5 件の議案に対する質疑をいたします。

1 番目ですが、決算書ページ 69 ページ。款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事務経費、180 万 764 円。コンビニ交付事業経費、455 万 9,780 円支出をしておりますが、平成 29 年度の交付実績は。また、前年度比は幾らか、お願いいたします。

2 番目です。決算書ページ 91 ページ。款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の小規模保育所改修事業補助金、220 万円。保育所等整備補助金、1,489 万 9,000 円を支出して、保育施設整備を支援したが、本年度効果はどのようにあったか。

3 件目、決算書ページ 117 ページ。款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費の一般廃棄物処理委託料 8,785 万 4,296 円となっており、前年に比べ 172 万 5,000 円ほど増加をしておりますが、決算書後段の決算に関する説明資料ページ 40 ページに、可燃物処理量が 29 t 増えていることが要因でよいか。

4 件目。決算書ページ 1 2 3 ページ。款 6 農林水産費、項 1 農業費、目 3 農業振興費のそば耕作者補助金 3 0 6 万 3 0 0 円の支出は、当初予算額の約半分となっているが、天候の影響のためか。耕作面積のこれまでの推移は。

5 点目。決算書ページ 1 3 7 ページ。款 8 土木費の不用額が 4 , 2 9 0 万 8 , 4 9 6 円となっており、他の款に比べて金額が大きいが、不用となった原因は何か。

以上 5 件、担当課長にお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 誰からお答えになりますか。内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それでは、お答えをさせていただきます。まず決算書 6 9 ページの、総務費の個人番号カード並びにコンビニ交付の関係からお答えさせていただきます。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードにつきましてですが、まず当町の平成 2 9 年度の交付実績のほうをちょっとお知らせしたいと思います。また平成 2 8 年度ということなので、そちらのほうもお知らせさせていただきます。

平成 2 9 年度の交付実績につきましては、2 7 9 枚。平成 2 8 年度の交付実績は、7 7 6 枚。前年度と比べますと 6 4 % の減となっております。制度開始から累計数につきましては、1 , 5 0 0 枚。平成 3 0 年 1 月現在の町の人口に対しまして、人口 1 万 5 , 5 3 9 人に対する交付率は 9 . 6 % となっております。

コンビニにおける住民票等の交付のほうですけれども、平成 2 9 年度は 1 7 6 件。平成 3 0 年度 7 月末現在では、1 1 1 件となっております。また、前年度比ということですが、このシステムにつきましては平成 2 9 年 1 月から稼働しているため、平成 2 8 年度と年間での比較ができないわけですが、比較ができる範囲で 1 月から 3 月を比較させていただきますと、平成 2 8 年度が 4 6 枚。平成 2 9 年度が 6 0 枚ということで、3 割ほど増加しているところでございます。

続きまして決算書 9 1 ページ、児童福祉費のほうもお答えをさせていただきます。小規模保育所改修事業補助金、2 2 0 万円及び保育所等整備補助金、1 , 4 8 9 万 9 , 0 0 0 円の部分でございます。

まず初めに、小規模保育所改修事業補助金 2 2 0 万円につきましては、こちらはことしの 4 月に西軽井沢区内で開所しました小規模保育事業所おひさまに対する補

助金で、開所するための施設の改修費としまして交付しております国費2分の1、町費2分の1の割合で補助したものでございます。おひさまには9月1日現在、16名の3歳未満児を受け入れていただいているところでございます。また、これから入所する予定もございまして、年度末までには定員の19名になる予定でございます。

次に、保育所整備事業補助金1,489万9,000円ですけれども、こちらは向原地区内のたんぼぼ保育園に補助をしたものでございます。現在の定員30名を36名にするための施設改修に充てられたものです。改修内容につきましては、ホールの建設、保育所の改修を行ってございます。9月1日現在で、39名の受け入れをしていただいております。年度末までには42名になる予定でございます。

これらの補助金を交付しまして、2件の改修工事がされたわけですけれども、これによりまして未満児保育の受け入れ数が増えたことによりまして、保護者の保育ニーズに対応できている状況となっております。

続きまして3件目の決算書117ページ、衛生費塵芥処理費の関係でございますけれども、御質問にありました一般廃棄物処理委託料8,785万4,296円につきましては、可燃ごみの処理経費とそれに伴う灰の処分量等にかかる経費となっております。ですので議員がおっしゃられたとおり、処理量が29t増加したことによる増加でございます。

以上とさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 私のほうは、決算書123ページのそば耕作者補助金の関係につきまして、説明させていただきます。

この補助金は、平成21年度からそば耕作者の支援事業として交付していますが、昨年は9月から10月にかけて台風と長雨が続いたため、汎用コンバインでの刈り取り作業もできずに、そばの実が落ち、当初見込んでいた収穫量よりも落ち込んだものでございます。特に実をつけてからの台風は、その実を落としてしまう、適時に刈り取りができないということから出荷量が減るので、その年の天候に大きく左右してしまうというのが実情でございます。

そばについては、栽培地のほとんどが刈り取り委託とされていることから、全体

として若干の相違はあるかもしれませんが、直近5年の刈り取り委託面積の推移をお答えいたします。刈り取り面積は、平成25年度の30haをピークに、平成26年度が29ha、平成27年度が28ha、平成28年度が26ha、平成29年度が27haと、近年は20ha後半で推移しているところでございます。

平成29年度の当初予算につきましては、ピーク時の予算マックスで予算化しておったところでございますが、そんな理由なところから半額近くとなったということでございます。平成30年度につきましては、530万円で予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、決算書136ページ、款8土木費の不用額4,290万8,496円につきまして、お答えいたします。

不用額となりました要因の主なものにつきましては、138ページ項2目1節17の道路橋梁費、公有財産購入費につきまして、交差部の隅切りなど、小規模な道路改良工事等に必要となります用地取得として計上いたしましたが、平成29年度につきましては該当する箇所がございませんでしたので、80万4,000円の全額を不用としております。

次に、項2目2節11道路維持費、需用費の203万3,328円でございます。こちらは主に降雪のときに路面の凍結を防ぐために散布しております融雪剤、塩化カルシウムの購入費でございます。例年100袋、50tほど使用いたしますが、今年度は72袋、36tと、通年に比べまして少なかったということによります。また、節13委託料792万5,570円につきましては、主に除雪業務と融雪剤散布業務の委託料となります。平成29年度につきましては、除雪の出動回数が4回で、前年度と比べまして1回ほど少なかったということでございます。

続きまして、140ページの節15道路請負費102万8,204円につきましては、入札差金でございます。

項2目3節17の都市再生整備計画事業費、公有財産購入費の716万3,287円につきましては、南浦3号線の一部の用地について、所有者の希望する代替地を確保することができませんでした。契約に至らなかったということもあり、

こちらにつきましては平成30年度、今年度につきまして契約を済ませさせていただいております。また、塩野御代田停車場線の一部につきましては、所有者との交渉に至らず、取得を断念せざるを得なくなったところでございます。

次に、142ページ、項2目4節15の社会資本整備総合交付金事業費、工事請負費の70万円につきましては、こちらは入札差金でございます。

項2目5節17の町単独道路新設改良費、公有財産購入費の80万6,057円につきましては、用地測量の実施前に概算面積で予算を計上させていただいたため、実際に取得した面積との差が生じたことによるものでございます。

項3目2節15の河川費、工事請負費の96万4,200万円につきましては、滝沢川の修繕工事を2件予定し、2件につきましては実施いたしました。入札差金及び予定外の工事を見込んでの予算計上をさせていただきましたが、実施する必要がなかったための不用とさせていただいております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 以上で終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。3点、お聞きいたします。

決算書でありますけれども、123ページです。農業振興費の農家経営支援特別資金融資利子補給14万6,359円が計上されています。これは昨年、かなり農産物の価格低迷によって、本当に農家の方が大変ということでの利子補給の部分だと思うのですが、その実績の内容について、貸し付け総額、それから貸し付け件数などをお聞きしたいと思います。

続きまして、ページ141ページであります。都市再生整備計画事業経費支出総額が2億6,037万2,125円との計算でありますけれども、この実施されました工事内容、それから繰越明許費となっている1億964万円ということが載っていますが、この工事内容についてお願いしたいと思います。

続きまして、ページ143ページ。社会資本整備総合交付金事業の橋梁維持補修事業経費、橋梁長寿命化ということなのですけれども、この支出済額が4,788万7,200円となっているのですけれども、この長寿命化、平成23年

から始められていますけれども、この工事の内容ですね、実際行われた。この長寿命化が進められている中で、町が管理している57橋のうち、平成29年度末の整備率はどの程度までできているのか、また全体の完了はいつぐらいの予定なのか。その点について、お願いします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。決算書123ページの農家経営支援特別資金融資利子補給の実績内容につきまして、説明させていただきます。

本事業は農産物価格不安定により、収入が減少した農業者等に対し、農業生産等の立て直しに必要な資金を融資機関が融資をした場合において、当該融資機関に対して町が利子補給金を交付しているものです。対象となる融資は、資金の使途が生産等の立て直しに必要な資金、借り入れ限度額が500万円、償還期限が5年以内とされております。決算額14万6,395円の内訳につきましては、平成24年度の野菜価格低迷による利子補給額が13万5,177円となっております。平成29年度の野菜価格低迷による利子補給額が1万1,182円となっております。

平成24年度分の実績につきましては、利子補給率0.6%、当時40名が融資を受け、融資総額は1億3,850万円でございます。なお、平成24年度分は平成29年度において全て償還が終わり、今後の利子補給はございません。平成29年度は、当初から野菜価格が低迷し、出荷最盛期でも全国的に豊作となったことで長期間の価格低迷が続きました。さらに10月の長雨による影響を受け、野菜生産農家は大変厳しい状況でした。JA佐久浅間御代田町管内の野菜販売実績額は、前年度比で2割減少し、翌年の資材調達のための資金不足などが心配されたところでございます。これを受け、町では農家経営支援特別資金融資利子補給金交付要綱に基づきまして、融資機関の利率の2分の1を補填することとしております。

平成29年度分は利子補給率が0.5%、29名が融資を受け、融資総額は8,860万円でした。平成29年度分につきましては、融資の償還が完了する平成34年度まで利子補給を行う予定でございます。

今後の利子補給額は、平成30年度が約43万円、平成31年度が約34万円、平成32年度が約24万円、平成33年度が約15万円、最終年となる平成34年度が約6万円となる見込みでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 決算書141ページ、都市再生整備総合経費、支出済額2億6,037万2,125円の内容につきまして、説明いたします。

平成29年度は、上ノ林児玉線、塩野区内線、久能梨沢線、南浦3号線など、6路線の工事を実施いたしました。御代田中学校南側の3差路から上ノ林霊園までの、上ノ林児玉線の用地取得、物件移転補償、改良工事を340.3mの区間、実施いたしました。工事の一部につきましては、平成30年4月に完了し、こちらの工事につきましては繰り越しとさせていただいております。塩野区の浅間神社南側の塩野区内線の物件調査、用地取得、物件移転補償料、改良工事を58mの区間実施いたしまして、こちらは平成30年3月に完了しております。

豊昇地区世代間交流センターから豊昇神社までの久能梨沢線の用地測量、用地取得、改良工事を172mの区間、実施いたしました。工事の一部については繰り越しをいたしまして、平成30年6月に完了しております。

児玉地区世代間交流センター東側の、東林大林線の工事につきましては、物件移転補償改良工事を、225.5m行いまして、こちらは平成29年11月に工事完了いたしております。広戸区の集落と草越広戸処理場の間の広戸御代田停車場線の改良工事を227m実施いたしまして、昨年度からの繰り越し事業を含めまして全線351.1mを平成30年3月に完了いたしております。

役場新庁舎北側の南浦3号線につきましては、用地取得、物件移転補償、改良工事を116.5m実施いたしました。工事の一部を繰り越しいたしまして、平成30年4月に完了しております。全線330mの完了につきましては、平成31年度中に予定しております。

続きまして、繰越明許費となっている1億964万円の工事でございます。上ノ林児玉線の工事請負費2,194万6,000円、久能梨沢線の工事請負費4,685万1,000円、南浦3号線の用地購入費1件、補償費1件、工事請負費3,190万6,000円、合わせまして1億70万3,000円を繰越控除として行っているところでございます。

続きまして、決算書143ページ、社会資本整備総合交付金事業の橋梁維持補修

事業経費4,788万7,200円の内容でございます。平成29年度は橋梁長寿命化計画に基づく定期点検業務及び第2期の橋梁長寿命化計画の策定業務、補修工事及び耐震補強工事を行っております。定期点検業務は、新大谷地橋ほか20橋及び児玉地区の新幹線跨線橋5橋の補修工事は、馬瀬口地区の東原1号橋、面替地区の面替橋の2橋、耐震補強工事は、児玉地区の新幹線跨線橋の5橋のうちの2橋を実施いたしております。

橋梁の補修工事の整備率でございます。御代田町が所管する57橋の橋梁のうち、54橋が橋梁長寿命化計画により社会資本整備交付金の対象となっております。そのうち27橋については、平成22年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、国土交通省の交付金を受けて補修工事を随時実施しております。橋梁長寿命化計画に基づく橋梁27橋に対して補修工事が完了している橋梁については、故郷大橋、露切橋、濁川橋の15橋で、健全な橋梁は41橋となり、平成29年度末の整備率は約72%となっております。

また、補修設計などの事業に着手しているうち未補修の橋梁は、大谷地橋の1橋となっております。こちらの大谷地橋につきましては、平成30年度に補修工事を予定しております。平成30年度末については、累計で42橋となりまして、整備率は74%となる見込みでございます。

今後は、平成29年度からの繰越事業により作成しております第2期の橋梁長寿命化計画に基づきまして、優先順位を見直した上で必要な補修工事を実施してまいりたいというふうに考えて下ります。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） そうですね。農業振興ということで今お答えあったように、価格低迷に対する自主補給ということで、ここ5年間についても利子補給していくということの説明を受けました。

都市再生整備事業、それから社会資本整備交付金事業を行ってきた内容、本来に都市再生整備においては、当初予算では1億円ぐらいだったと思うのですが、1億4,200万円ぐらいの計上だったのが、その後補正を組まれて交付税がついたということで2億6,000万円ということで、かなり大きな事業ができたのかなと思うところですが、その都市再生、それから社会資本整備も国の補助率と

というのがそれぞれ違うわけですが、都市再生が35%ですか、そして社会資本が55%の交付金があるという中で、それからまた残りの起債に対しても交付税算入措置というのがそれぞれにあるという中で、この平成29年度におきまして、その交付金、それから起債におけます交付税算入額というのは、それぞれの程度になるでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。まず都市再整備総合交付金事業でございます。こちらは平成29年度が平成30年度を繰り越しているということもありますので、平成29年度に入ってきた分と平成30年度に繰り越している分とございます。

まず都市再整備の繰越額を見ますと、全体の事業費については3億4,980万円ほどを予定しております。そのうち平成29年度につきましては、2億6,037万2,000円を実施いたしまして、こちらは全体の74%でございます。その2億6,037万2,000円のうちの国費でございますが、1億3,742万9,000円。平成29年度事業費の53%が国費でございます。全体につきましては、全体事業費の39%が平成29年度に入っております。

起債につきましては、平成29年度の起債額は1億1,200万円、平成29年度事業費の39%でございます。全体事業費では、全体の29%を占めております。こちらは平成29年度の起債でございます。

社会資本整備総合交付金事業でございます。こちら平成29年度と平成29年度の繰り越しということで実施しております。計画事業費は8,399万円を予定しております。このうち、国費が4,619万3,000円、こちらが55%に当たる部分でございます。平成29年度の事業費が4,788万7,000円で、こちらは全体事業費の57%を実施しております。国費が2,506万7,000円、平成29年度事業費の52%でございます。全体事業費から見ますと30%に当たります。

起債でございますが、1,640万円です。平成29年度事業費に対しましては34%、全体の事業費に対しましては20%となっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 終わります。

○ 議長（小井土哲雄君） ほか質疑ございますか。井田理恵議員。

（ 6 番 井田理恵君 登壇）

○ 6 番（井田理恵君） 議席番号 6 番、井田理恵です。1 点、お伺いいたします。確認をいたします。決算書の 1 6 ページ、款 1 項 1 町民税のうち、目 2 法人税につきましてお伺いいたします。

町民税ですけれども、9 億 1, 5 4 9 万 4 1 8 円ということで、こちらの説明資料にもありました。この中で法人町民税が 5, 7 3 4 万 7, 0 0 0 円の前年比減ということで、招集の町長の挨拶にもありましたけれども、町内企業の大企業が 2 社、収益 4, 7 2 4 億円、4 6 5 億円という増収、4 %、7 % アップということでございました中で決算状況を見ますと、大幅な減税に当たりまして、主な理由と、そして今後の予測をお知らせください。個別の名称の差し支えがあれば、結構でございます。

また、これだけの大幅の減税、失礼しました。減になりますと、県など上級機関への説明対応というのは、企業なんかの場合あると思うのですけれども、どのような状況説明をされているのか、お伺いいたします。

○ 議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○ 税務課長（相澤 昇君） お答えいたします。井田議員も申されましたとおり、地方税法上の守秘義務がありますので、特定の法人名、あるいはその納税額というのは具体的に申し上げることができません。そのため、説明にちょっと具体性を欠くこともあろうかと思いますが、御理解いただきたいと思います。

まず平成 2 9 年度決算における法人町民税の収入済額は、決算書の 1 6、1 7 ページに記載してありますとおり、現年課税分が調定額 1 億 4, 2 3 0 万円に対し、徴収率 9 9. 8 % の 1 億 4, 2 0 1 万 6, 0 0 0 円。滞納繰越分が調定額 2 2 9 万 6, 0 0 0 円に対し、徴収率 1 2. 2 % の 2 7 万 9, 0 0 0 円で、合計は徴収率 9 8. 4 % で、1 億 4, 2 2 9 万 5, 0 0 0 円となりました。

これに対しまして、平成 2 8 年度決算における法人町民税の収入済額は、現年課税分が調定額 1 億 9, 9 9 1 万 7, 0 0 0 円に対し、徴収率 9 9. 8 % の 1 億 9, 9 5 9 万 6, 0 0 0 円、滞納繰越分が調定額 2 0 2 万 2, 0 0 0 円に対し、徴収

率 2.3% の 4 万 6,000 円で、合計が徴収率 98.9% の 1 億 9,964 万 2,000 円でございます。

したがいまして井田議員の御質問のとおり、平成 29 年度の法人町民税決算額は、平成 28 年度よりも調定額、収入済額とも 5,734 万 3,000 円の減でございます。しかし、法人税の調定額には年度ごとに波がありますので、平成 21 年度から平成 28 年度の過去 8 年間の平均と比較いたしますと、平均調定額が 1 億 2,982 万円となり、この額と平成 29 年度の調定額を比較すると、すいません、1,248 万円の増となります。ちなみに平成 21 年度の調定額は 7,540 万 4,000 円で、その後年々わずかな増減がありまして、近年の最高額は平成 27 年度の 2 億 1,970 万円でございます。

法人町民税は均等割と法人税割があり、申告納付の方法で納税していただいております。個人町民税と異なり、法人がみずから均等割と法人税割を計算して、役場に申告書を提出するとともにあわせて、その税額を納付することとなります。また、申告の期限も一律に定められているわけではありません。会社が定めた事業年度の日によって異なります。会社の事業年度の開始と終了の日は自由に設定でき、会社の定款で定めます。事業年度の終了の日、つまり決算日は通常 3 月 31 日や 12 月 31 日にするのが一般的ではありますが、業種ごとの関係で、それ以外の日にすることもあれば、月末以外の日にすることもあります。

法人の申告納付期限は、原則として決算日の 2 カ月後。決算日が 3 月 31 日であれば、法人税の申告期限は 5 月 31 日となります。また、申告と納付という部分におきましては、法人町民税の申告には主に確定申告と中間予定申告があります。均等割と法人税割の税額を申告し、その申告した税額を納付することになっております。中間予定申告というのは、事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内、つまり半年経過したら、その 2 カ月以内に予定納税というような形で前年の納税していただきました法人税の 2 分の 1 を予定納税していただく、前年の税額に対する 2 分の 1 を予定納税していただくという形をとっております。

その後、事業年度終了の日の翌日から、原則として 2 カ月以内に確定申告をしていただきまして、その年度の決算に基づく確定申告ですね、ですから予定納税をしていただいた額よりも多いときもあれば、少ないときもあります。多い場合には追徴という形で余分に納めていただきますし、前年の納税額の 2 分の 1 以下の決算額

であれば、還付という形で還付しなければならない。

先ほど言いましたように、申告期限が決算日の2カ月後ということで、一般会計の会計上の出納返済期限が5月31日にあります。それまでに納めていただいたり、手続していただければ、歳入還付という形で、その年に納めていただいた額から還付するような形をとっていますけれども、決算年度がずれてしまいますと、歳出還付という形で還付額のほうから返さなければならないという仕組みがございます。

企業の利益におきましては、先ほども申し上げましたように平成27年度が一番ピークであって、それまでの間内部留保や設備投資を控えていたものが、その景気回復あるいは収入の回復をもって設備投資に使ったり、あるいは雇用人員を増やしたりというような、いろいろな企業の経営方針等がございますので、経営利益、経営がどのくらい好調であるかということなかなか把握するのも難しいし、それによってどうなっていくかという見通しをとることも非常に波があることですから、税務課としては、それを余り多く見込んで予算計上することは財政上にも支障がありますので、非常に慎重に予算計上させていただいております。

この平成29年度の3,500万円の減につきましては、どの企業がということも申し上げられませんが、そういった形で中間申告で納税していただいたもの、前年の1億9,900万円というものを基準にしたら、景気のいいときに中間納税していただいた額をもとに中間納税していただいておりますから、確定申告におきまして還付する部分が増えたということになります。もっと言いますと、その前年の、平成28年度の1億9,000万円のうち3,500万円は余分に納められていて、それについて還付しなければいけなかったという部分が、会計年度をまたいでしまいましたので、歳入還付ではなくて歳出還付で対応させていただいたので、このように額の差が出てきたというように御理解いただきたい。なかなか御理解いただきづらいのですが、処理上の問題でそういった形が出てきます。

今後の見通しですけれども、先ほども申し上げましたように平成27年度がピークで、若干下がってきているということを考えますと、いろいろな不安定な情勢等を考えて、どこまで伸びるのかというのは非常に見込みづらいところではありますが、1億数千万円の法人税は入ってくるであろうと予測しております。

最後に、県などの上部機関への説明等ということですが、これは通常の課税徴収という事務の中の流れで当然起きることですので、特に上部機関への

報告義務といったものは、税の部門においてはございません。それからこの毎年の還付については、ほかの市町村でも数千万円、5,000万円、6,000万円という額の還付が生じることは、常に覚悟した上での予算計上というような形で事務執行されているのが現状だと思います。

以上になります。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今その理由と、今後の予測ということで御説明をいただきました。固有名称を出せないということで、非常に言いづらい部分もあったかと思います。ただ状況的に特筆した昨年と比べて、その企業の中での場内で、企業の中の特筆した納付計算方式が急に変ったとか、そういうことではないということで、少し私も不勉強な、ちょっと勉強不足なのか、今の話が全部ちょっと理解できたのか、後でよく整理いたしますけれども、その部分につきましては企業内の事情、内部留保的なことをどうやって投資に使ったのかとか、いろんなことがあると思いますけれども、上級機関やいろいろな指摘がほかの課でももしあるようでしたら、きちんとした状況説明をしていただきたいというのが本意でございますし、今そういうふうに対応されているということで理解いたしました。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。五味高明議員。

（13番 五味高明君 登壇）

○13番（五味高明君） 議席番号13番、五味高明です。決算書の16、17ページの、ちょっと今町税の話がありましたけど、町税について3点ほどお伺いしたいと思います。

まず町税というのは一定の基準に基づいて、担税力のあるものに対して課税されるものですから、滞納というのは本来許されるべきものではないと思うのですが、滞納が許されるとすれば、公平の原則にも反するということになるかと思います。

この平成29年度の決算書で町税について見ますと、徴収率が100%あるのは町たばこ税の間接税だけで、直接税は軒並み収入未済額があります。町税全体の徴収率は、先ほど企財課長もお話しましたが94.2%ということで、前年比に比べると0.3ポイント下がっております。その主な原因は何かということが1つ。

次に、滞納繰越分については、項目によってばらつきがあるのですが、大体

徴収率が5から15%と極めて低調ですが、平均を先ほど聞くと7.4%という話がありましたけども、低調の理由は何か。

3点目として、滞納繰越分として収入される額以上に現年度分の収入未済額があります。例えば、これほとんどそうなのですけれども、軽自動車税を例にとってみますと、現年度分の収入未済額が66万431円、滞納繰越分調定額が136万5,183円、滞納繰越分収入済額が15万3,282円と、今回は不納欠損額が4万600円ありますけども、結果として滞納繰越収入未済額が117万1,301円ということになっておりまして、翌年度に、来年に滞納繰越金として調定する額は、平成29年度よりも46万6,549円増額の、ここにありますが183万1,732円になるかと思うのですけども、このうちことし程度の10から15%程度の徴収率だとすると、収入が余り見込めないわけです。そうすると滞納繰越金がどんどん累積されて、雪だるま式に増えていくのですけれども、これを減少するための何か方策を考えられているのか、この3点についてお尋ねします。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 十六、十七ページの決算の状況の中で、徴収率についての御質問かと思いますが、現年課税分で収入未済額が多いですねということなのですが、やはり滞納者に対して滞納整理は適正に行っておりますので、財産調査から始まりまして預金差し押さえ、あるいは財産の調査、それから給与の調査といった部分をして、通常の徴収業務はさせていただいております。

まず滞納額のうち、滞納繰越分の徴収率が非常に少ないということではございますが、滞納繰越分は現年課税で落とされた部分と、その前から滞納繰越として繰り越されている部分がございます。滞納者は、失礼な言い方ではありますけれども、比較的人によって確定される部分がございます。滞納される方は、比較的滞納が継続していく。その方について調べても、納めていただける額がなかなか上がってこない。できるだけ現年のほうに充てて、過年の部分については回らない部分もございます。

それから滞納繰越分については、もう徴収しづらい状況という部分、あるいは納まらないという部分。その中で、長年の繰り越されている部分については、執行停

止であるとか、不納欠損という形をとります。不納欠損というのは、安易に落とすわけではなくて、落とさなければならない状況になったものについては、不納欠損として処理をしていくということでもありますので、もう取れないであろうとか、財産がない、解散した法人への課税の部分については、調査をしていたりしても取れる可能性がないところに人件費あるいは調査費、そういったもの。そのほかに督促状を送るであるとかといった、いろいろな経費もかかります。そういった部分については、税金の無駄遣いという部分にもなりますので、その部分については、しっかりとした手続の上、不納欠損をしていくことが滞納繰越分を減らしていくことになるのではないかと。

また現年課税分につきましても昨年29年度に準備をいたしまして、平成30年度、ことしからコンビニ収納ですか、コンビニで納めていただけるというような形で、納税者の納税環境を整えることによりまして、滞納額を減らしていきたいというように考えております。

それと一番経費がかからない納め方といたしましては、口座振替という部分で、口座振替率もまだまだ伸ばす要素がありますので、説明をした上で口座振替を推奨していくことによって、現年度の徴収率を上げることができるのではないかと、税務課として考えているところであります。

すいません、質問内容がはっきりと入っていなかったのですが、このようなことでよろしいでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 滞納という問題は、いろいろな要素が絡んでいますから、大変かと思えますけれども、さっき言ったように何が公平かと考えたときに、払わなければ済んでしまうのでは公平じゃないので、ぜひいろいろな工夫をしてやっていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時10分）

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

場内、暑さを感じる方、上着を脱ぐことを許可します。

―――日程第12 議案第60号 平成29年度御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第12 議案第60号 平成29年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の26ページをお開きください。

議案第60号 平成29年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出。御代田町長。

別冊決算書の200ページをお開きください。

こちら、御代田財産区特別会計の歳入歳出決算書款項別集計表になります。

まず、初めに、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入は、295万6,801円の収入となっております。内訳は、土地貸し付け料280万円と財政調整基金の預金利子15万6,801円の収入でございます。

項2財産売り払い収入は、収入ありませんでした。

款2繰入金、項1基金繰入金、890万円の収入です。こちらは財政調整基金の繰入金であります。

款3、項1繰越金、収入済額71万2,031円でございます。平成28年度からの繰越金となっております。

款4諸収入、項1雑入は、2万7,670円の収入です。その他、雑入の収入でございます。

歳入合計は、予算現額 1,284 万 4,000 円に対しまして、収入済額 1,259 万 6,502 円の収入で、執行率 98.1%となっております。

続きまして、202 ページをお開きください。

続きまして、歳出になります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、1,195 万 2,720 円の支出でございます。内訳は、財産区有地の管理委託料 400 万円、財産区有地の下刈り委託料 640 万円が主な支出で、そのほかとしまして、財政調整基金の積立金 20 万円、委員報酬 94 万 5,600 円の支出等がございました。

款 2 の予備費については、支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額 1,284 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1,195 万 2,720 円の支出で、執行率につきましては 93.1%となっております。

次に、204 ページをお開きください。

こちら、歳入歳出差し引き額 64 万 3,782 円で、こちらは 30 年 8 月 22 日の御代田財産管理会において同意を得ております。

続きまして、210 ページをお開きください。

実質収支に関する調書となっております。

歳入総額 1,259 万 6,000 円に対しまして、歳出総額は 1,195 万 2,000 円。歳入歳出の差し引き額は 64 万 3,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源ございませんので、そのまま実質収支額となっております。こちら全額平成 30 年度へ繰り越しをしております。

説明は以上となります。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 13 議案第 61 号 平成 29 年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 13 議案第 61 号 平成 29 年度小沼地区財産管理特

別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の27ページをお願いいたします。

議案第議案第61号 平成29年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出。御代田町長。

決算書の212ページをお願いいたします。

こちら、小沼地区財産管理特別会計の款項別集計表になります。

初めに、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入、収入済額は3万1,803円であります。土地貸し付け料としまして5,700円、財政調整基金の預金利子2万6,103円の収入であります。

項2財産売り払い収入は、収入ありませんでした。

款2繰入金、項1基金繰入金、280万円の収入です。財政調整基金からの繰入金となっております。

款3、項1繰越金は、41万3,941円で、平成28年度からの繰越金であります。

款4諸収入、項1雑入は、収入ございませんでした。

歳入合計、予算現額322万1,000円に対しまして、収入済額324万5,744円の収入で、執行率100.8%となっております。

214ページをお願いいたします。

続きまして、歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費、支出済額288万898円となっております。内訳ですが、林野管理委託料としまして195万3,000円、委員報酬81万7,200円、財政調整基金への積立金5万円が主な支出となっております。

款2、項1の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額322万1,000円に対しまして、288万898円の

支出で、執行率は89.4%となっております。

次の216ページをお願いいたします。

以上、歳入歳出差し引き残額は364万846円となっております、こちら、30年8月9日の小沼地区財産管理委員会で同意を得ております。

222ページをお開きください。

こちら、実質収支に関する調書となっております。

歳入総額324万5,000円、歳出総額288万円で、歳入歳出差し引き額36万4,000円となっておりまして、翌年度へ繰り越すべき財源ございませんので、実質収支、同額の364万円となっております、こちら、平成30年度へ繰り越しをしてございます。

説明は以上になります。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

失礼いたしました。実質収支額は36万4,000円でありまして、同額を平成30年度へ繰り越してございます。訂正させていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第62号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 議案第62号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書28ページをお願いします。

議案第62号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

平成30年9月7日提出。御代田町長。

決算書の224ページ、225ページをお願いいたします。

歳入歳出決算款項別集計表で御説明いたします。

歳入でございます。

款1、項1国民健康保険税、収入済額4億3,869万3,664円で、前年度比1,777万7,000円、3.9%の減となっております。現年度課税分の徴収率は96.3%でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、国保税督促手数料としまして、24万7,292円でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金でございます。2億7,864万6,113円で、療養給付費国庫負担金、高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の合計額でございます。医療費が伸びなかったため、前年度比1,792万6,000円、6%の減でございます。

項2国庫補助金でございます。調整交付金が主なもので、5,655万5,000円でございます。

款4県支出金、項1件負担金でございます。高額療養費共同事業負担金と特定健康診査負担金で、1,386万1,724円でございます。

項2県補助金です。財政調整交付金が主なもので、1億126万7,000円でございます。

款5、項1療養給付費交付金でございます。2,957万2,015円で、退職被保険者の療養給付費で、社会保険診療報酬支払基金より交付されます。退職被保険者の減少により、前年度比2,264万4,000円、43.4%の減でございます。

款6、項1前期高齢者交付金、4億4,112万872円で、前期高齢者支出額及び前期高齢者の占める割合から算出され、社会保険診療報酬支払基金より交付されます。前年度比6,817万8,000円、18.3%の増でございます。

款7、項1共同事業交付金、3億7,482万5,716円で、高額療養費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金でございます。1億879万5,168円で、前年度比1,564万2,000円、12.6%の減です。一般会計から保険基盤安定繰入金が主なものです。予備費の増加によりまして、保健指導事業繰入金を最小限

にしたことが主な理由でございます。

款 9、項 1 繰越金でございます。繰越金額 2 億 9,613 万 6,242 円でございます。

款 10 諸収入については、例年並みとなっております。

歳入合計でございますが、21 億 4,188 万 5,090 円で、前年度比 0.2% の減、予算執行率は 100.3% でございます。

続きまして、226 ページ、227 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費でございます。支出済額 639 万 5,904 円で、委託料通信運搬費が主なものでございます。

項 2 徴税費でございますが、賦課徴収費といたしまして、319 万 5,017 円でございます。

項 3 運営協議会費でございます。7 万 2,000 円で、国保運営協議会委員報酬でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費でございます。8 億 9,950 万 9,582 円で、前年度比 1,516 万 4,000 円で、1.7% の減でございます。療養給付費、療養費等でございます。

項 2 高額療養費でございますが、1 億 3,052 万 2,305 円で、前年度比 288 万 2,000 円、2.3% の増でございます。

項 3 出産育児一時金、493 万 8,160 円、これが 12 件分でございます。

項 4 葬祭諸費でございます。85 万円で 17 件分でございます。

款 3、項 1 後期高齢者支援金等でございます。2 億 1,636 万 1,238 円で、前年度比 696 万 1,000 円、3.1% の減でございます。後期高齢者医療費の市町村国保が負担する支援金でございます。

款 4、項 1 前期高齢者納付金、79 万 5,684 円で、前期高齢者の納付金でございます。

款 5、項 1 老人保健拠出金でございます。事務費の拠出としまして、4,036 円でございます。

款 6、項 1 介護給付費でございます。7,933 万 4,736 円で、前年度比 820 万 1,000 円、9.1% の減でございます。

款 7、項 1 共同事業拠出金でございます。4 億 2,587 万 436 円で、前年度比 2,115 万 5,000 円、4.7%の減でございます。高額療養費共同事業拠出金と保険財政安定化事業、共同安定化事業拠出金でございます。

款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費でございますが、792 万 1,765 円で、特定健康診査の事業費でございます。

項 2 保健事業費でございますが、1,570 万 8,113 円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等でございます。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金でございますが、425 万 1,671 円で、療養給付費国庫負担金返還金が主なものでございます。

款 10、項 1 予備費については支出がありませんでした。

歳出合計額ですが、17 億 9,573 万 649 円でございます。前年度比 2.9%の減、予算執行率は 84%でございます。

続きまして、228 ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額、3 億 4,615 万 4,441 円でございます。

続きまして、252 ページ、実質収支に関する調書、歳入総額 21 億 4,188 万 5,000 円、歳出総額 17 億 9,573 万円、歳入歳出差し引き額 3 億 4,615 万 4,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 3 億 4,615 万 4,000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 15 議案第 63 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 15 議案第 63 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書29ページをお願いいたします。

議案第63号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

平成30年9月7日提出。御代田町長。

決算書254ページ、255ページをお願いいたします。

歳入歳出決算款項別集計表で御説明いたします。

歳入でございます。

款1、項1介護保険料、収入済額2億5,168万7,360円で、対象者の増加、介護保険料区分が9段階に変更になり、高額所得者の負担が増加したため、前年度比863万5,000円、3.6%の増でございます。また、現年度徴収率は98.92%で、前年度比1.25%の増でございます。

款2分担金及び負担金、項1負担金でございます。738万628円で、介護予防事業の負担金でございます。利用者が増えているため、前年度比20万5,000円、2.9%の増でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料でございます。督促手数料としまして、5万600円でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金でございます。1億6,694万9,032円で、介護給付費負担金で、前年度比323万7,000円、2.0%の増でございます。

項2国庫補助金でございます。5,644万8,036円で、調整交付金と地域支援事業交付金でございます。前年度比148万6,000円、2.7%の増でございます。

款5、項1支払基金交付金でございます。2億5,817万875円で、介護給付費交付金、地域支援事業交付金でございます。

款6県支出金、項1県負担金でございます。1億3,222万4,735円で、介護給付費負担金でございます。前年度比168万4,000円、1.3%の増でございます。

項2県補助金でございます。1,070万4,993円で、地域支援事業交付金で

ございます。前年度比157万8,000円、17.3%の増でございます。

款7財産収入、項1財産運用収入でございます。基金利子としまして、3万9,497円でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金でございます。1億3,917万6,112円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰り入れでございます。前年度比586万8,000円、4.4%の増でございます。

款9、項1繰越金は、6,920万3,235円でございます。

款10諸収入、項1延滞金加算金及び過料については、収入はありませんでした。サービス収入でございますが、192万9,700円。

項3雑入は、1万2,400円でございます。

歳入合計でございますが、10億9,397万7,203円でございます。前年度比4.9%増、予算執行率は99.4%でございます。

続きまして、256ページ、257ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1総務費でございます。支出済額1,602万4,230円で、認定調査員の賃金、賦課徴収経費等でございます。

款2、項1保険給付費でございますが、9億372万9,250円で、前年度比2万7,393円、3.1%の増でございます。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業任意事業費でございます。4,179万940円で、前年度並みでございます。

項2介護予防生活支援サービス事業費でございますが、3,755万6,068円で、住民自体のサービスや短期集中予防サービス等の経費でございます。利用者増加のために前年度比647万円、20.8%の増でございます。

項3一般介護予防費でございますが、133万3,357円で、介護予防普及啓発事業等の経費でございます。

款4、項1基金積立金は5,050万円でございます。

款5、項1諸支出金でございますが、1,097万227円で、こちらは保険料の還付経費でございます。

款8、項1予備費については支出がありませんでした。

歳出合計でございますが、10億6,145万4,072円で、前年度比9%増、

予算執行率は96.5%でございます。

続きまして、258ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額3,252万3,131円でございます。

続きまして、280ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額10億9,397万7,000円、歳出総額10億6,145万4,000円、歳入歳出差し引き額3,252万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3,252万3,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、井田理恵です。

1点、お聞きいたします。決算書276ページ、277ページ、歳出のところでお願いいたします。

款3、項2、目1の介護支援予防生活支援サービス事業費で、支出済額の3,744万9,868円が昨年比約600万円増でありますけれども、事業所のサービスの対象者と、それから事業効果、今後の歳出の伸びについての見通しをお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

介護予防生活支援サービス事業費でございますが、こちらは総合事業の一つとして位置づけられています。対象者は要支援1、2の認定を受けた方と、基本チェックリストにより生活機能が低下しているとみなされた方となっております。平成29年度の決算額が前年度に比べ600万円ほど増加しましたが、これは現行相当と呼ばれる訪問型サービスと通所型サービスの伸びが主な理由となっております。平成28年度と29年度の実績の比較をしてみますと、訪問型サービスが延べ人数としまして100名が112名、通所サービスは354人が475人となっております。

まして、大幅な増加となっております。これに伴い、事業費が増加しております。

当町としましては、やはりこちらの介護予防事業に力点を置いておりますので、総合事業の対象者等は、やはり早期に利用できるサービスをいち早く増やしておりますので、そのようにこれからも継続して続けたいと思っておりますし、そのような介護予防の取り組みを今後も考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） すみません、同項の要件につきまして、もう1点追加でお願いしたいんですけども、同じ科目でございますので、もしよろしければお願いしてよろしいですか。

500万円の、不用額がここで211万7,000円出ておりますけれども、補正が505万円ということで、これとの関係をちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） こちらにつきましては、もう不用額というのがやはりこちらの、皆さんに負担していただいている金額等もございますので、そちら使わなかった場合等につきましては、やはり当然少なくなっておりますので、そういった面でも、利用対象者がやはり要支援1、2の方とか、チェックリストによりまして生活機能が低下している方を対象にしておりますので、どうしても予定した額でもサービスを受けられないという場合もございますので、そういったところが含まれていると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第64号 平成29年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第16 議案第64号 平成29年度御代田町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書30ページをお願いいたします。

議案第64号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

平成30年9月7日提出。御代田町長。

決算書282ページ、283ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表で御説明いたします。

歳入でございます。

款1、項1後期高齢者医療保険料でございます。収入済額1億673万9,540円、こちらは75歳以上の被保険者の保険料でございます。対象者が増えたため、前年度比337万9,000円、3.3%の増でございます。現年度徴収率は、99.33%でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、こちらは督促手数料としまして、3万1,500円でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金でございます。3,478万7,000円で、事務費、保険基盤安定、保健事業費に対する繰り入れでございます。

款4、項1繰越金でございますが、前年度からの繰越金としまして、34万5,432円でございます。

款5諸収入、項1延滞金加算金及び過料は、3万8,900円でございます。

項2償還金及び還付加算金でございますが、19万7,700円でございます。

項3雑入でございますが、206万3,823円で、人間ドックに対する特別調整交付金、健診事業費、広域連合への支出金等でございます。

歳入合計でございますが、1億4,420万3,895円で前年度比2.9%の増、予算執行率は99.2%でございます。

続きまして、284ページ、285ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、支出済額 1 3 3 万 7, 8 4 8 円で、委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項 2 徴収費でございます。賦課徴収経費としまして、1 1 万 9, 9 3 2 円でございます。

款 2、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1 億 3, 9 6 7 万 9, 4 5 8 円で、前年度比 4 4 2 万 3, 0 0 0 円、3.3%の増となっております。保険料等負担金、保険基盤安定負担金でございます。

款 3 保健事業費、項 1 健診事業費でございますが、1 5 4 万 5, 6 0 8 円で、後期高齢者の健診委託料でございます。

項 2 保険事業費は 1 3 2 万円でございます。人間ドックの補助金等でございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金でございますが、1 9 万 7, 8 0 0 円でございます。

款 5、項 1 予備費については支出がありませんでした。

歳出合計 1 億 4, 4 2 0 万 6 4 6 円でございます。前年度比 3.3%増、予算執行率は 9 9.2%でございます。

続きまして、2 8 6 ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額 3, 2 4 9 円でございます。

続きまして、2 9 6 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億 4, 4 2 0 万 3, 0 0 0 円、歳出総額 1 億 4, 4 2 0 万円、歳入歳出差し引き額 3, 0 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 3, 0 0 0 円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 日程第17 議案第65号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書31ページをお願いいたします。

議案第65号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定を付するものでございます。

決算書の298ページ、299ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表で説明いたします。

款1 県支出金、項1 県補助金、収入済額19万8,000円でございます。こちら、償還推進事業費に対します4分の3の県の補助でございます。

款2 繰入金、項1 特別会計繰入金、収入済額83万1,000円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款3 繰越金、こちらにつきましては収入済額2,407円、前年度からの繰り越し額でございます。

款4 諸収入、項1 貸付金元利収入、収入済額48万7,503円でございます。平成29年度末現在、36件ございまして、前年度と比較しまして1件減となっております。こちらは住宅改修資金の1件の減となっております。

次の300ページと301ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 土木費、項1 住宅費、支出済額28万161円、こちらは口座振替手数料、消耗品などの事務費でございます。

款2 公債費、支出済額123万5,022円です。起債元金利息償還金でございます。

歳出合計です。支出済額151万5,183円でございます。

次の 302 ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額 3,727 円は、平成 30 年度へ繰り越しいたします。

続きまして、308 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額 151 万 8,000 円、支出総額 151 万 5,000 円、歳入歳出差し引き額 3,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 3,000 円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 18 議案第 66 号 平成 29 年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 18 議案第 66 号 平成 29 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 32 ページをお願いいたします。

議案第 66 号 平成 29 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

決算書の 310 ページ、311 ページをご覧ください。

歳入歳出決算書款項別集計表で説明いたします。

歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金、項 1、負担金、収入済額 2,407 万 7,213 円、こ

こちらは受益者負担金分担金でございます。

款 2、使用料及び手数料、項 1、使用料、収入済額 3 億 1 0 7 万 9 5 2 円、下水道の使用料でございます。

項 2、手数料、収入済額 2 8 万 7, 5 0 0 円です。こちらは指定工事店申請手数料及び督促手数料でございます。

款 3、国庫支出金、項 1、国庫補助金、こちらは収入はございません。

款 4、繰入金、項 1、他会計繰入金、収入済額 1 億 9, 7 5 0 万円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款 5、繰越金、収入済額 1 7 6 万 9, 7 5 3 円です。前年度からの繰り越しでございます。

款 6、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料、収入済額 1 0 1 万 5, 5 7 9 円です。延滞金及び過料として 1 件分でございます。項 2、雑入、収入済額 2 0 8 万 6, 1 3 2 円です。消費税還付並びに平成 2 9 年御代田浄化管理センターの建設工事の際に発生いたしました有価物の買取料でございます。

款 7、町債、収入済額 1 億 5, 3 0 0 万円でございます。資本費平準化債などがございます。

収入合計は 6 億 8, 0 8 0 万 7, 1 2 9 円です。

次の 3 1 2 ページ、3 1 3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、土木費、項 1、都市計画費、支出済額 1 億 5, 5 0 9 万 7, 6 1 6 円です。こちら、主なものといたしまして、処理場施設管理委託料、汚泥処分負担金、光熱費、公共ますの設置工事でございます。

款 2、公債費、支出済額 5 億 2, 1 5 1 万 1, 1 5 0 円です。こちらは起債の元金利息の償還金でございます。

款 3、予備費、支出はございません。

歳出合計 6 億 7, 6 6 0 万 8, 7 6 6 円でございます。

次の 3 1 4 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 4 1 9 万 8, 3 6 3 円を平成 3 0 年度へ繰り越しいたします。

続きまして、3 2 6 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 6 億 8,080 万 7,000 円、歳出総額 6 億 7,660 万 8,000 円、歳入歳出差引額 419 万 8,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額 340 万円です。実質収支額 79 万 8,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。元気ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 19 議案第 67 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 19 議案第 67 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 33 ページをお願いいたします。

議案第 67 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 328 ページ、329 ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表にて説明いたします。

歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金、項 1、分担金、収入済額 11 万 7,224 円です。こちらは、草越・広戸事業組合から受益者分担金及び修繕費の 7%をいただいているものでございます。

款 2、使用料及び手数料、項 1、使用料、収入済額 8 1 8 万 3, 5 9 2 円です。
こちらは下水道の使用料でございます。項 2、手数料、収入済額 3, 0 0 0 円です。
こちらは督促手数料でございます。

款 3、繰入金、項 1、他会計繰入金、収入済額は 2, 0 0 0 万円でございます。
一般会計からの繰り入れでございます。

款 4、繰越金、収入済額 3 4 万 3, 0 6 6 円、前年度からの繰越額でございます。

款 5、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料、収入済額は 1, 1 0 0 円です。
こちらは延滞金でございます。雑入につきましては、収入はございません。

歳入合計 2, 8 6 4 万 7, 9 8 2 円でございます。

次の 3 3 0 ページ、3 3 1 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、農林水産業費、項 1、農地費、支出済額 1, 0 4 8 万 3, 4 8 1 円です。主
なものとしたしまして、光熱費と施設修繕委託料でございます。

款 2、公債費、支出済額 1, 7 3 7 万 2, 7 9 4 円、こちらは起債元金利息の償還
でございます。

款 3、予備費、支出額はございません。

歳出合計 2, 7 8 5 万 6, 2 7 5 円です。

次の 3 3 2 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額 7 9 万 1, 7 0 7 円、こちらは平成 3 0 年度へ繰り越しをいた
します。

続きまして、3 4 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 2, 8 6 4 万 7, 0 0 0 円、歳出総額 2, 7 8 5 万 6, 0 0 0 円、歳入歳出
差引額 7 9 万 1, 0 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支
額 7 9 万 1, 0 0 0 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第68号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第20 議案第68号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書34ページをお願いいたします。

議案第68号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書の342ページ、343ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表にて説明いたします。

歳入。

款1、使用料及び手数料、項1、使用料、収入済額544万9,242円、こちらは施設の使用料でございまして、97基分でございます。項2、手数料、収入済額2,700円、督促手数料でございます。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金、収入済額570万円です。一般会計からの繰り入れでございます。

款3、繰越金、収入済額11万1,420円です。前年度からの繰り越しでございます。

款4、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、収入はございません。

収入合計1,126万3,362円でございます。

次の344ページ、345ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、衛生費、項 1、保健衛生費、支出済額 4 9 5 万 5, 3 3 2 円でございます。
主なものは維持管理委託料でございます。

款 2、公債費、支出済額 5 9 0 万 8, 8 2 8 円です。起債の元金利息の償還でござい
ます。

款 3、予備費、支出済額はございません。

歳出合計です。1, 0 8 6 万 4, 1 6 0 円です。

次の 3 4 6 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額 3 9 万 9, 2 0 2 円を平成 3 0 年度へ繰り越しいたします。

続きまして、3 5 2 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 1, 1 2 6 万 3, 0 0 0 円、歳出総額 1, 0 8 6 万 4, 0 0 0 円、歳入歳出
差引額 3 9 万 9, 0 0 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支
額は 3 9 万 9, 0 0 0 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 1 議案第 6 9 号 平成 2 9 年御代田小沼水道事業会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 2 1 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度御代田小沼水道事業
会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 3 5 ページをお願いいたします。

議案第 6 9 号 平成 2 9 年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定につい

て説明いたします。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

地方公営企業法で定められています決算書は別紙のとおりでございますが、本決算書は、新会計基準による運用システムに完全移行しているもので、その概要につきましては、お手元の別紙、資料番号5番の平成29年度御代田小沼水道事業決算状況で説明させていただきます。

別紙、資料番号5をご覧ください。

2の経営成績及び3、資金収支状況は、消費税込みの当初予算額及び決算額を記載したものでございます。達成率は、当初予算額に対する決算額の比率となっております。

公営企業として4年目の業務活動の結果は、1番の給水業務に記載のとおりでございます。年度末の給水戸数は3,368戸、年間有収水量は約77万 m^3 でございました。

続きまして、2の経営成績を上から順に決算を説明させていただきます。

①番、営業収益の1億7,322万5,370円は、主たる営業活動から生じる収益で、水道使用量、消火栓管理料などが主なものでございます。

②番の営業費用でございます。1億5,997万1,593円、こちらは営業活動から生じる費用で、人件費、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料が主なものでございます。

③番、営業利益でございます。①番の営業収益と②番、営業費用の収支で、1,325万3,770円となっております。

④番、営業外収益の2,174万4,558円、こちらは金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生じる収益で、基金積立利息、減価償却補助金相当額などが主たるものでございます。これは、過去に水道事業として改良に充てるために受けた補助金を分割計上するように定められていることによるものでございます。

⑤番、営業外費用1,050万329円、金融及び財政活動に伴う費用、その他主たる営業活動にかかわる費用以外の費用で、企業債利息等がこれに当たります。

⑥番の経常利益、③番の営業利益に、④番、営業外収益と営業外費用の収支を加えたものでございます。1,989万8,006円となっております。

⑦番の特別利益及び⑧番の特別損益は該当ございません。

したがいまして、⑨番、当期純利益、こちらは⑥番の経常利益、⑦番の特別利益と⑧番、特別損益の収支を加えたもので、1,989万8,006円となっております。

以上の経営成績を受けまして、当年度の資金状況は3番の資金収支状況に記載してあるとおりでございます。

上から順に説明してまいります。

①番の経常収入の1億6,703万5,555円、こちらは給水費、給水手数料が主なものでございます。

②番、経常支出の1億621万5,536円、こちらは浄水給水費、企業債の取扱諸費などがございます。

③番の経常収支差額です。こちらは6,082万19円のプラスとなっております。

④番の資本的収入、こちらは832万円でございます。新規加入金でございます。

⑤番、資本的支出の4,845万8,721円です。こちらは建設改良費、起債償還金などがございます。

⑥番の資本的収支差額でございますが、こちらは4,013万8,721円のマイナスとなっております。

したがいまして、経常収支はプラス、資本的収支はマイナスとなりましたが、資本的収支のマイナスは、現金の出し入れを伴わない減価償却費から長期前受金戻入の差額から補填するものでありまして、資金面での問題はございません。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概要を説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上をもちまして、平成29年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が提出されています。

監査委員より報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

(代表監査委員 泉喜久男君 登壇)

○代表監査委員(泉喜久男君) 代表監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成29年度決算審査の結果を御報告申し上げたいと存じます。

私ども監査委員は、地方自治法233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定によって、町長より審査に付されました平成29年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査並びに平成29年度定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書として、お手元に配付させていただいております。

決算審査意見書は、第1に審査の概要、第2、審査の結果、第3、決算概況、第4、審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4について御報告させていただきたいと存じます。

なお、定額基金運用状況についても決算審査に準じて審査を行い、その運用と管理は適切と判断いたしましたので、同基金の意見書を御参照いただきたいと思います。

第1に、決算の概要であります。

まず、平成29年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が含まれております。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載してあるところでございます。

これらの審査対象について、第一次的に、去る8月の9日から10日に事務局による予備審査を行いました。その後、土を除き、8月16日から8月24日まで、

私と議会選出の笹沢監査委員による本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、1、これらの決算書等は法令に準拠して作成されているか、2、決算書等の数字は正確であるか、3、予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、4、歳入歳出に関する事務は、法令に適合し適正になされているか、5、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合することといたしました。

さらに、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ証券類の実査や、金融機関への残高の確認を行いました。

なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果をもあわせ考慮して、審査をいたしましたところでございます。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり、決算書等は正確かつ適正に作成されておりました。事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認めました。

すなわち、第1に決算書等の法令遵守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法第241条の定めによる運用目的の御代田町土地開発基金及び収入印紙等購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めましたことを改めて申し添えます。

以上が決算審査の概要と結果についての御報告であります。

次に、決算審査を行いました過程での、私ども監査委員の全般的な所見を申し述べさせていただくこととなりますが、先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これにかえさせていただきますことを御了承ください。

まず第1は、補助金等についてであります。

当町にもいろいろな補助金、交付金、助成金などがあります。これら補助金等については、当然ながら交付目的があります。ところが、同一の補助金等について、時と場合により、その目的が異なることがあります。いかがなものでありましょいかと申し上げました。例えば、ソバに関する補助金等の目的が、耕作放棄地の解消にソバの生産に限っていたのが、レタスの連作障害になったり、農家の収入かさ上げというように、いろいろ使い分けているようです。当初の制度創設のときに曖昧な交付目的を定めると、その後に混乱が生じかねません。当初に趣旨を明確にし、その後の環境の変化に応じ、交付目的に変更が必要になったら、その基礎である条例等も変更されるべきではないでしょうか。

なお、これに関する要綱では、「農業振興とそば振興」と記載されており、この2つを同列に扱っていますが、憲法と個別法を対等に扱うようなものであります。

なお、補助金等の交付については、事後的に交付目的に沿った効果があったか否か、チェックされるべきである旨を申し上げました。

なお、参考までに申し上げますと、我が国の玄ソバ生産量は約3万4,000t、長野県は2,200t程度だそうです。当町では約20t強、県産の1%程度のようです。

さて、この補助金については、憲法第96条や地方自治法232条の2にその根拠があり、さらに実務的には町の規則、すなわち補助金等交付規則で基本原則を定めています。補助金等は町から特定の行政上の目的のために私人になされる金銭的給付ですから、何らかの効果、すなわち地縁団体等の育成、発展に寄与しているか、町民の経済活動に活力を与えているか、町民によるまちづくりが促進されているか、行政運営に補完的效果があるか、公益上の必要性が認められるか等々について、事後的にその効果について評価する必要があります。

しかし、単年度主義から前年踏襲主義や画一的な、さらには総花的に陥ったりはしていないでしょうか。補助金の制度は、当初目的と成果が薄れても、その廃止は困難で、硬直化が避けられません。この面からも制度の定期的再検討を要望いたしました。

さらには、補助金等受給団体の会計を町職員が担任する事例があります。会計能力のない団体等に補助金を支給する可否についても検討を要するのではないのでしょうか。

ただいま申し上げた交付金受給団体の会計を町職員が担任する事例に関係することですが、職員の皆さんは団体会計取扱基準という内規を御存じかどうか問い合わせました。建前からいえば、当然に熟知していることとなります。同基準の前文では、「職員の不正を防止するため、この基準を定める」旨を宣明しております。会計手続において、職員の不正や錯誤がないことが期待されるのは当然であります。しかしながら一通の内部通達で不正が防止できるものでしょうか。当該基準立案者は、この基準を発遣することで会計上の不正が本当に防止できると考えたのでしょうか。

さらには、基準を制定すれば、会計知識のない者でも適切な会計処理を担任することができると思ったのでしょうか。

この基準の内容は収支会計であり、補助金受給団体の会計には備品等の資産会計がないと考えたのでしょうか。定形的な参考モデルのない条例等を立案する場合には、幅広い意見を求め成案をつくるべきではないでしょうか。

また、町の人事政策は性悪説に立つものであると宣明する必要があるのでしょうか。最近の人間関係論の流れは、性善説に立つ労務管理が主流であります。

次に、補正予算について申し上げます。

年4回開催される議会定例会や臨時議会に予算の変更を内容とする補正予算案が提出されます。昨年12月の定例議会に、地権者の合意が得られないので、入向原地区の市街地整備基礎調査業務委託料1,123万2,000円と減とする補正予算案が提出されました。

ところで、補正予算とはどのようなものでしょうか。町長から補正予算として議会に提出されたものが補正予算なのでしょうか。地方自治法218条第1項で、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに補正予算を編成することができると規定されています。この条件をクリアしたものが補正予算として議会へ提出できるのであります。

すなわち、当初予算を調整した後に、災害の発生、法制度の改正、経済情勢の著しい変動、国や県等の経済対策や国庫補助事業の確定などの事由によって、収入の変動や経費の過不足に対処するために、既定の予算を補正して、増額、減額、その他の変更を加えます。よって、当初予算編成条件と特段の変更がない場合に、補正予算案の提出は考えられません。

では、なぜこのような似て非なる補正予算があらわれたのでしょうか。それは当

初予算策定時に地権者の合意がなされていないのに、合意形成がなされているとの誤った理解によるものではないでしょうか。

ちなみに、平成29年度第1回議会定例会における町長挨拶でも、地権者の賛同をいただいているとの発言がありますが、本件については誤った情報が上申されたのではないのでしょうか。予算編成の前提条件の情報については、十分その信憑性を確認すべきである旨を申し上げました。

次に、小中学校における災害時備蓄品の現況についてお話しいたしました。

教育委員会に備蓄品に関する現況について質問を行ったことがあります。これに関する回答は、特段の備蓄品はないとのことでした。教育委員会には災害時における児童生徒の保護も当然の職務であります。災害時備蓄品は総務課の所管との見方もありますが、当事者意識を持って対処することが必要と考えます。

なお、教育委員会には予算案作成権や予算案を議会に提出する権限はありませんが、教育に関する予算案は町長が作成し、議会に提出することになっております。ただし、町長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかわる部分の議案を作成する場合において、教育委員会の意見を聞かなければならないと法律で定められております。このヒアリングにおいて、教育委員会は不作為の作為にならぬよう小中学校の災害時備蓄品の充実を強く要請すべきではないでしょうか。

なお、この問題を取り上げると、備蓄品の賞味期限切れにより、もったいないとの意見が出ます。例えば町の備蓄飲料水は500mlで300本とのことでした。300本ですから、町民運動会その他の催事に提供すればよく、その活用を考えを働かせることが必要なのではないのでしょうか。

ちなみに、最近の備蓄飲料は5年の賞味期間があるなど、品質も大幅に向上しており、過去の観念から脱却すべきであります。ちなみに、湧き水、湧水で有名な松本市は、人口が当町の8倍ですが、同市では当町の50倍の非常用飲料水を確保している。これに関連し内閣府の防災ホームページでは、「市区町村の自治体では、災害発生時に避難場所となる公立小中学校や自治体所有の施設等に災害に備えた備蓄倉庫を設け、水や食糧、生活必需品、医薬・医療品、また防災資機材を配置・管理している」と記載してあります。この文章との乖離はどこから生じたのでしょうか。

なお、災害備蓄品については、備蓄場所と備蓄量とから検討する必要があります。

現在の備蓄場所は3カ所と限られており、小中学校はもちろん、災害時避難場所である公民館等に備蓄はないとのことでした。

さらに、水や非常食の備蓄品の保管量も限られたもので、真に町民の生命を守る意気込みがあるとは考えられません。現状以上の備蓄は自助との見方もありますが、小中学校や災害時避難場所である公民館の最低限の備蓄は、自助でなく、公助ではないでしょうか。

さらに、かつて台風や雪害が予想された場合における待機職員が床に段ボールを敷いて仮眠をとったことがあります。新庁舎ができた今も非常用仮設ベッドが全くないのも、労務管理面から見た危機対応としては不十分だろうと言わざるを得ません。

次に、銀行の預金残高証明書について申し上げました。

監査委員は毎年9月・3月・5月末に会計管理者に金融機関の預金残高証明書を取り寄せてもらっています。預金だけでなく、借金、借り入れがある場合、それも記載していただくようにしております。これは内部証拠である帳簿残高と、外部証拠である金融機関が作成した預金残高証明書の数値とを照合し、その一致を確認するのが目的です。

なお、預金通帳に末日での記帳があれば、残高証明書はなくてもよいのではないかという見方もあります。しかし、通帳の残高は、記帳したその時点の残高です。一方、残高証明書の残高は、当該事業年度等、先ほどの9月・3月・5月末の末日24時の残高。当日の銀行閉店後に他行から入金の手続きがされると、その時間にはもう記帳ができませんから、通帳上は翌日の入金になる場合があります。銀行によっても取り扱いに差があるかもしれませんが、記帳可能時間が過ぎたら、当日24時までには処理された分は、残高証明書では当日に反映されますが、通帳残高では翌営業日に記帳されることとなります。このようなことから、残高証明書が必要なのであります。

これは監査実務において必須の手続で、町の監査に限らず、町職員が補助金受給団体の会計の任に当たる場合や、行政区の決算においても、残高証明書による記録と事実の照合は不可欠であります。昨年の決算審査講評で申し上げました地方自治法第157条による指導で、この手続を統一的に実行されるよう職員にお願いしたところでもあります。

なお、先ほど預金通帳が残高の証明になるのではとの見方を申し上げましたが、巷間、不正事件があると、預金通帳のコピーで残高を確認したという事案が少なくありません。最近ではコピー機の性能も向上し、コピーによる不正も少なくなっています。この面からも、各行政区の監事さんへも指導されるよう重ねてお願いした次第であります。

次に、町税等について申し上げました。

直接的な反対給付のない租税については、納税者から見ると、公平性が特に関心事になります。公平性は、課税の公平性と、徴収の公平性があります。町税の課税は、原則的に賦課課税方式ですから、徴収に比べ公平性の問題は少ないのではないのでしょうか。

徴収についての問題は滞納であります。滞納者には常々申し上げているように、期限どおり納税した方々に比較し、より多くの行政サービスを受けています。もちろん、滞納者本人はサービスを受けているとは思いませんが、督促を初めとする行政事務費用はばかになりません。この事務費用は善良な納税者の税金が充てられていることを忘れてはなりません。

担当課では、徴収率の向上に種々努力をしていますが、町民税で見ると、県内町村の平均並みの4%程度の滞納額があります。県下町村の中には、町民税の徴収率100%という特殊な例もありますが、できれば中位から少し上位にランク入りしたいものであります。ただ、徴収する関係者の努力のみならず、町民の納税モラルの向上も不可欠であります。最近では納税の利便性からコンビニ納付の慫慂をしているようですが、口座振替の推奨にも力を入れてもらいたいと思いました。

なお、当然のことながら、町から給与や報酬を受ける職員や議員に滞納者はいませんが、町長が委嘱する各種委員等各位におかれても、一時的にせよ滞納することのないよう納税意識の高揚についてもPRされるようお願いいたしました。

次に、筆記用具について申し上げました。

年度中の監査の過程で、当町では手書きの帳票類を作成する場合における筆記用具やインク等の色や品質について具体的な内規があるか否か、会計管理者に質問したことがございます。これに対する回答は、筆記用具やインク等の色について具体的な内規がないとのことでした。

文書作成については、大変参考となる長野県の冊子「文書事務の手引き」、結構

な大冊ですけれども、用意されております。この当該冊子を見ても、文書作成手段である筆記用具については、「ペンまたはボールペンを使用し」と記載のみで、色や品質についての説明はありません。

しかし、かつて会計課が文具類を管理していた時期には、一定基準のボールペンを購入し、消せるボールペンや多色ボールペンの購入は行わなかったとのことでした。さらに、今後は財務研修において、日常業務では原則として町が用意する黒のボールペンを使用するよう指導したいとのことでした。

昔は正式な文書の作成には、万年筆や、つけペンが筆記用具の主流でした。その後、カーボン紙による複数枚数の文書作成からボールペンがメインになり、さらには、最近は見かけませんが、ジアゾ式複写機のリコピーの関係から、黒インクが主流になり、青インクは使われなくなった経緯があります。現在はいわゆるゼロックスとか言ったりしますが、P P C複写機がコピー機を席卷しており、現行では黒インクでの記載がコピーの発色が明瞭なことから、事務実務では黒のボールペンが推奨されているところです。

なお、窓口での申請書等は受け付け後に公文書に準じて取り扱われることから、適切なボールペンを置き、当該筆記具で申請書等の作成を要請するべきではないでしょうか。ちなみに、町民課ではかつて赤インクで書いた申請書が提出があったそうです。これについては、窓口にあるボールペンで、黒のボールペンで書き直してもらったそうです。

最後に、計画について申し上げます。

近年は種々の計画が作成されていることに鑑み、改めて計画とは何かについて質問したことがございます。計画とは、一定期間後に実現しようとする目標と、この目標に到達するための主要な手段やプロセスとを組み合わせたものです。したがって、長期振興計画にいう超長期という期限のない目標は、計画にいう目標ではなく、願望にすぎません。計画でいう目標の設定に当たっては、計画立案時におけるいろいろな前提条件を考慮して決定されます。その後、前提条件である環境の変化が大幅であれば、これに応じ対処する必要があります。

しかし、過去の先人、いわゆる大先輩が立案された計画の目標を変更することは大変な勇気を要することです。それでも、環境の変化に対応しない計画は計画に値しないことにもなりかねません。到達できない目標から、職員の皆さんの努力で達

成可能な目標に変革しようではと提言したところであります。

ちなみに、長期振興計画立案後の2005年から我が国の総人口は減少傾向に入り、この傾向は今後も続くと思われる。振興計画の目玉である2万人構想というのも、その後の人口減少の見込みから、現時点では2070年の町の人口が1万6,000人とも言われています。職員の皆さんが在職中にこの1万6,000人すら達成可能なのか、疑問があるところです。いわんや2万人構想は夢のまた夢ではないかと申し上げました。

現に町行政に取り組まれている職員の皆様には改革を標榜し、現実的な計画に基づいて町民のための行政事務に傾注されるよう最後をお願いしたところでございます。

さて次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。

この第22条関係の意見書は、お手元定例会資料の40ページに記載されております。この審査に当たりましては、健全化法第3条の健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。

ちなみに、健全化法は10年前のいわゆる夕張事件を契機として制定されました。その骨子は、収支が赤字か否か、先ほど来、説明のありました実質収支の調書のあそこで収入と支出の差が赤か、黒かということですが、それと、いま一点は、公債等の借入れが財政規模と比較して多過ぎないか否かのチェックにあります。

監査の結果、水道事業、下水道事業の5つの関係公営企業の平成29年度決算は、いずれも収支は黒字ですから、問題はなく、当然のことながら資金不足は生じておりません。このため、法令に基づき算定される事業の規模に基づく資金不足率につきましては、数値が算定されてございません。さらに、財政規模として公社債の借入額も妥当なものでありました。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化法の見地から、是正、改正を要すると指摘する事項は特段ございませんでした。

ただいま申し上げた審査意見は、私と笹沢監査委員が健全化法第3条第2項に定める合議により決定したものでありますことを、念のため申し添えたいと思います。

以上をもちまして、御代田町一般会計及び公営企業としての御代田小沼水道事業の決算審査等の御報告を終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございます。

ございました。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

御苦労さまでした。

この際、暫時休憩します。

（午後 3時15分）

（休 憩）

（午後 3時25分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合で、あらかじめこれを延長します。

―――日程第22 議案第70号 平成30年度御代田町

一般会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第22 議案第70号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の36ページをお開きください。

議案第70号平成30年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。平成30年9月7日提出、御代田町長。

次の一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,601万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,919万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、資料番号3で説明をさせていただきます。

それでは、初めに歳入から説明をいたします。

款9、地方特例交付金、款10、地方交付税、こちらにつきましては、普通交付税の算定を実施しまして、確定による増額となっております。それぞれ189万9,000円、7,860万1,000円の増額をお願いしております。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金550万円の増額でございます。障害児通所給付費負担金269万9,000円、こちらは通所給付費の増によるものでございます。一番その下の下になります子どものための教育費負担金過年度分239万5,000円につきましては、平成29年度分の精算による収入となっております。

款15、県支出金、項1、県負担金254万7,000円につきましては、国庫負担金と同様の補正をお願いしております。

款17、寄附金は50万円の増額であります。浅間国際フォトフェスティバルに係る寄附金2件分としまして50万円の増額をお願いしております。

款18、繰入金、項1、基金繰入金256万9,000円の減額です。役場庁舎整備基金の繰入金は356万9,000円の減であります。歳出の庁舎引っ越し業務の委託料の減額によるものでございます。面替地区地域振興基金の繰入金100万円の増額をお願いしております。

款19、繰越金です。1,247万円の増額です。前年度からの繰越金であります。平成29年度からの繰越金につきましては1億5,481万5,000円ございますけれども、今回は補正の財源の一部としまして1,247万円の部分、増額をお願いしております。

款21、町債3,620万円の増額でございます。臨時財政対策債としまして1,830万円の増額です。こちらも普通交付税確定によりまして増額をしております。都市再生整備計画事業債1,790万円でございますが、事業費増額により増をお願いしております。

歳入合計1億3,601万6,000円の増額でございます。

2ページをお願いいたします。

こちらにも主なものを申し上げます。

款 2、総務費、項 1 の総務管理費は 8 6 7 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。一般職の人事管理経費、人事異動に伴いまして 7 5 4 万 6, 0 0 0 円の減、それと庁舎引越し業務委託料は 3 5 6 万 9, 0 0 0 円の減です。入札差金によるものでございます。それと、電算委託料で 3 2 4 万円の増額をお願いしております。

款 3、民生費、項 1、社会福祉費は 1, 3 0 1 万 8, 0 0 0 円の増額であります。国民健康保険の特別会計繰出金 2 8 8 万 3, 0 0 0 円と自立支援給付費国庫負担金返還金ということで 5 9 8 万 9, 0 0 0 円の増額をお願いしております。こちらは平成 2 9 年の精算としまして、国庫負担金返還をするものです。項 2 の児童福祉費 1, 2 0 7 万 7, 0 0 0 円の増額です。障害児通所給付費で 5 3 9 万 8, 0 0 0 円の増です。児童発達支援施設の利用者の増による増額でございます。児童手当交付金の返還金 5 6 1 万 5, 0 0 0 円は、こちらにも平成 2 9 年の精算による交付金の返還になります。

款 4、衛生費、項 2、清掃費は 2 2 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。このうち面替地区の水道改修工事費 1 0 0 万円でございますが、面替地区の地域振興基金を繰り入れての事業でございます。

款 8、土木費、項 2 の道路橋梁費 1 億 2, 1 4 8 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いしております。町道の維持補修工事としまして 1, 5 8 1 万 2, 0 0 0 円、それと用地購入費で 7, 0 5 5 万 6, 0 0 0 円、こちらは事業の代替用地の先行取得の用地購入費でございます。都市再生整備計画事業費では 2, 0 3 8 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。南浦 3 号線の舗装費の増額をお願いしております。項 4、都市計画費 4 3 1 万 8, 0 0 0 円の減額です。公共下水道の特別会計繰出金では 7 2 8 万 2, 0 0 0 円の減であります。公園施設整備工事としまして 2 9 1 万 6, 0 0 0 円増額をお願いしております。

款 9、消防費では 7 1 万 9, 0 0 0 円の増額です。こちら消防団運営経費 6 1 万 7, 0 0 0 円でございますが、ラッパ隊県大会出場経費による増額をお願いしております。

3 ページをお願いいたします。

款 1 0、教育費、項 2、小学校費 6 2 万 8, 0 0 0 円の増、こちらは南北小学校の自動車借上料でございますが、金管バンドクラブ東海大会出場ということで、バ

スの借上料を計上しております。

款 4、社会教育費は 1 2 9 万 1, 0 0 0 円で、臨時職員の賃金、また項 6 の学校給食費 1 5 万 8, 0 0 0 円は備品購入費の増額をお願いしております。

歳出合計は 1 億 3, 6 0 1 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

補正予算書に戻っていただきまして、予算書の 6 ページをお願いいたします。

こちら第 2 表、地方債補正になります。

変更であります。起債の目的、公共事業等債につきましては、補正前の限度額 1 億 9, 4 9 0 万円を 1, 7 9 0 万円増額しまして 2 億 1, 2 8 0 万円に変更するものです。

次に、起債目的、臨時財政対策債につきましては、限度額、補正前の 2 億 4, 4 0 0 万円を 1, 8 3 0 万円増額しまして 2 億 6, 2 3 0 万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じで、変動はありません。

説明は以上です。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田るみ議員。

（5 番 池田るみ君 登壇）

○5 番（池田るみ君） 議席番号 5 番、池田るみです。

2 点についてお伺いいたします。

予算書 1 4 ページ、総務費、総務管理費、財産管理費、1 3 0 6 0、新電力業務委託料 3 9 万 2, 0 0 0 円計上されておりますが、この詳細を 1 点伺います。

2 点目は、予算書 1 7 ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費、1 9 0 5 0、はつらつサポーター運営補助金 1 0 5 万 7, 0 0 0 円とありますが、3 0 年度の当初予算で 1 0 0 万円を計上しているんですが、増額となる理由をお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、最初の御質問でありました予算書の 1 4 ページ、

説明欄で上から2行目になります。新電力業務委託料39万2,000円の詳細についてお答えをいたします。

平成28年の8月に役場庁舎、南北小学校、中学校、エコールみよた、あと共同調理場及び井戸沢の最終処分場、この7施設の電気供給業者をそれまでの中部電力株式会社から新電力供給業者であります株式会社エネットへ切り替えた際に、株式会社エネットと当町とのいわゆる仲介役として、環境面ですとか、経済性、堅実性を考慮した電気事業者の査定及び選定、電気料の代理交渉、電力調達に必要な書類の収集、作成、提出を行う業務、あと削減効果等の実績報告書の作成、次年度への指示、提示などのさまざまな、この新電力に関する業務を株式会社エネリンクというところに委託をしております。

新電力に切り替えたことによって生じる7施設合計の電気料金の削減額の35%をこのエネリンクとの委託料の上限とするという契約をしておりますので、この新庁舎への引っ越しに伴いまして、新庁舎の電気料金について、中部電力とエネットとを比較して試算しまして、税込みで年間約112万円の削減効果が増加すると見込んでおります。

委託料につきましては、年間削減効果見込み額の12カ月分の1、12カ月分を1カ月ずつ、4月から2月分までは毎月12で割りまして支払いまして、最終の3月分の実績額を精算払いということになっておりますので、新庁舎引っ越しに伴いまして当初予算の不足が見込まれる、先ほど申し上げました112万円の35%であります39万2,000円の増額が必要であると考えまして、今回補正をお願いするものでございます。

当初予算額は165万9,000円ですので、補正後の予算額39万2,000円を足しますと、205万1,000円となります。7施設全体では、税込みで約586万円ぐらいの削減効果があるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、私のほうからは、17ページ、はつらつサポーター運営補助105万7,000円についてお答えいたします。

NPO法人御代田町はつらつサポーターは、当町の介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体となるサービスの提供者としまして、町内5カ所で介護予防教室を開催するなど、当町の介護予防活動の担い手として活動しております。

当初予算で計上しました100万円は、はつらつサポーターが平成28年度より開始した福祉有償運送に関する補助となっております。この事業は、要支援認定者及び事業対象者を対象とし、平成29年度実績で、月平均20名程度の方が御利用いただきまして、高齢者の通院や買い物などの支援につながっております。

補正予算で計上させていただいております105万7,000円ですが、内訳としましては45万5,000円が介護予防教室での身体評価事業等への補助、60万2,000円がサポーターのためのスキルアップ研修会への補助となっております。

まず、介護予防教室での身体評価等に関する補助についてですが、現在、5地区で行っている介護予防教室の評価を行うための研修や機器の購入について、県の元気づくり支援金が採択される見込みとなりました。この事業の経費を総額で200万円見込んでおりますけれども、支援金の補助率は最大で5分の4となっており、今回計上させていただいた45万円余りは、県の補助対象とならない部分への補填となります。

次に、サポーターのスキルアップ研修への補助について説明いたします。

当町が平成27年度、県内でいち早く総合事業に着手できたのは、はつらつサポーターが住民主体のサービスBを実施できる体制が整っていたことが大きな要因として考えられます。サポーターの介護予防に関する取り組みは、県内外で紹介され、今年度においても、これまで川上村、須坂市、長野市のサポーター、また上田市や長和町の議員の皆様が視察に訪れ、共同通信社やNHK、テレビ信州など、報道機関からの取材を受けるなど、大きな注目を集めています。

はつらつサポーターは、現在、61名が自分たちのスキルを高めるための研修会を開くなど、日々向上心を持って活動しております。そんな中、はつらつサポーターの皆様は、自分たちが視察を受けるばかりではなく、自分たちも先進地へ出向き、活動している皆様と交流を持ち、新たな知識を得たいという意欲が生じてまいりました。

当町といたしましては、介護予防教室で重要な役割を担っていただいているはつ

らつサポーターが先進地視察でスキルアップを図ることにより、さらに当町の介護
予防事業の推進につながるとの認識から、研修への補助としまして60万
2,000円を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 以上、終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか質疑ございますか。荻原議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。

2件の議案に対する質疑をいたします。

1件目ですが、予算書、ページ22ページ、款8、土木費、項2、道路橋梁費、
目3、都市再生整備計画事業費の補償金1,998万円の内容は。

2件目です。

予算書、ページ23ページ、款8、土木費、項4、都市計画費、目2、公園管理
費の公園施設整備工事291万6,000円の内容を。

以上、2件、担当課長にお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

まず最初に、都市再生整備計画事業費補償金1,998万円についてお答えいた
します。

現在、都市再生整備計画事業において実施しております現役場庁舎北側の南浦
3号線と御代田佐久線かりん通りとの交差部に設置いたします信号機の補償費とな
っております。

計画する交差部分につきましては、既存の信号機からおよそ30mほど南側に新
しい交差点ができるように計画しております。既存の信号機は、歩行者横断用の信
号機であるため、既存信号機の機能回復であれば事業者負担で施工しなければなり
ませんが、計画する信号機は車両と歩行者の横断を兼ねた信号機となりますので、
長野県公安委員会のほうに新設という位置づけで協議を進めてまいりましたが、あ
くまでも機能回復という御回答であり、信号機の移転補償費として計上をさせてい

ただいたところでございます。

続きまして、款 8、土木費、項 4、都市計画費、目 2、公園管理費の公園施設整備工事 291 万 6,000 円でございます。

今回の補正の内容について、3 点ございます。

1 点目は、西軽井沢団地内の調整池、こちらの擁壁を改修する工事でございます。こちら事業費 130 万円ほどを予定しております。昭和 50 年代に団地と同時期に整備されたもので、30 年以上が経過しております。現在、老朽化が進んでおります。コンクリート擁壁の目地と目地の間の約 10 m ほどが傾いている状況でありまして、これを改修するものでございます。

2 点目でございます。

やまゆり公園の歩道の一部を改修する工事でございます。こちら事業費 130 万円ほどを予定しております。公園の入り口に公園名が刻まれた石碑がございます。その裏側の歩道の一部が沈下しておりますので、この沈下の原因を特定しながら、復旧をする工事を予定しております。

3 点目に、雪窓公園の動物遊具の更新でございます。こちらは 30 万円ほどを予定しております。大型遊具の近くに動物型のスプリング遊具が設置されております。パトロールの際に、3 基のうち 1 基が破損しているということが判明いたしました。本遊具の対象年齢は 3 歳から 6 歳でございますけれども、破損の状況から、それを超えた体格のよい人が利用されたものが原因というふうに今考えております。

更新に当たっては、スプリング式ではなく、より対象年齢の広い、固定式のものを予定しております。あわせて遊具の利用のルールについても周知していきたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2 番（荻原謙一君） 以上で終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか質疑ございますか。市村議員。

（12 番 市村千恵子君 登壇）

○12 番（市村千恵子君） 議席番号 12 番、市村千恵子です。

2 点ほどお聞きいたします。

議案書 22 ページお願いいたします。22 ページの道路維持費の道路維持管理経費、町道維持補修工事の内容をお願いしたいと思います。8,636 万 8,000 円

ということですか、その内容について。

そしてまた、その下にあります道路除雪経費というところで、融雪剤倉庫建設工事 350 万円の増額補正ということとありますので、その内容について。

また、用地購入費として 1,102 万 9,000 円ということですが、その内容についてもお願いしたいと思います。

もう一点は、今、その下の款土木費の目 3 の都市再生整備のところでの補償金については、今、質問出たんですけれども、その上にある事務機借上料ということがあるわけですが、これはどういう内容のものなのか、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 道路維持費の道路維持管理経費の町道維持補修工事の内容について、最初にお答えいたします。

塩野地区のホテル建設関連事業といたしまして、下水道管路施設工事に伴い、町道狸窪古城線に下水道工事を実施してまいります。以前より、この当路線について、地元区から中間ほど、中ほどにすれ違いのできる待避場を設置してもらいたいという要望がございまして、今回の下水道工事にあわせて実施したいというふうに考えております。

また、馬瀬口地区のほうから要望事業といたしまして、6月議会において町道への認定をお認めいただきました馬瀬口地区の東原 11 号線につきまして、地権者 3 名の御協力が得られまして、拡幅改良に要する用地の取得が整いましたので、今回改良工事費として計上させていただきます。

続きまして、道路維持費の道路維持管理経費の用地購入費の内容でございます。

7月の全員協議会において説明させていただきました旧役場庁舎跡地に隣接する土地 3 筆について、御代田町の健全な発展と良好な町づくりを目的といたしました計画や整備を推進するため、必要な土地を公有地といたしまして確保し、公有地の有効かつ適切な利用が図れるよう、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地の先買い制度を活用いたしまして、土地収用法第 3 条に掲げる事業の代替地として先行取得するための用地費でございます。

道路除雪経費の融雪剤倉庫建設工事 350 万円と用地購入費 1,102 万 9,000 円の内容でございます。

融雪剤倉庫建設につきましては、登記簿上の名義は御代田町となっておりますけれども、権利的なものは小沼財産区が所有されております。権利の取得に1,414万4,000円を必要といたします。

ただし、更地とするために要する立木の伐採、抜根、整地にかかわる費用は小沼財産区の負担となっております。こちら350万円が伐採、抜根、整地にかかわる費用ということで、町のほうで発注するものでございます。権利の取得費から差し引いた1,102万円については、用地購入費として、補償費としてお支払いするものでございます。

あと都市再生整備計画事業費の事務機借上料40万8,000円の内容でございます。この事務機借上料は、県、市町村の共同利用設計積算システムの利用料として、積算根拠といたしましては、昨年12月に開催しました運営会議において、県より示された金額に基づいて計上しております。その際、この提示額を上回る見込みのある団体に対しては、事前に通知すると案内があったんですけども、県のほうの不手際によりまして、当町への案内が漏れておりまして、当初予算額に必要額84万9,600円を計上することができませんでした。そのため、今回その不足分の40万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 融雪剤の倉庫建設というところで、小沼財産組合のほうからの土地ということになっているわけですがけれども、この建設期間というか、予定としてはどのくらいに完了する、もちろん今年度に間に合うと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 建設工事につきましては、10月、11月に予定しております。12月からは塩カルの散布も始まりますので、11月末までの工事ということで予定しております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。井田議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、井田理恵です。

2点お伺いします。

補正予算書の9ページ、歳入、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費負担金550万円のうち、002、005について。

款15、県支出金、項1、民生費負担金、目1、民生費県負担金254万7,000円のうち、002について、負担金の内訳と、国、県、町のそれに伴う負担配分比率をお示してください。

それから、それに伴う歳出合計でございますけれども、歳出のほうで548万9,000円とございます。今、最初の説明でいただきましたけれども、新しく障害児童施設に幼稚園ですか、そういった療育の施設に伴うことと理解しますけれども、そのことも含めてお示してください。お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

まず、井田議員のおっしゃった、こちら歳入の民生費国庫負担金は、障害児通所給付費等の負担金269万9,000円でございますけれども、これは、先ほど井田議員がおっしゃったように、歳入の18ページの款3、項2、児童福祉費、目1の児童福祉総務費の中の障害児通所給付費539万8,000円の2分の1の国の補助ということになっております。

それとあわせて、民生費県負担金の同じく障害児通所給付費等負担金134万9,000円が4分の1の補助ということで、歳入ということになっております。これに関しまして、町の負担割合でございますが、4分の1ということになっております。先ほど説明もございましたけれども、こちらは児童発達支援事業の利用者1人当たりの利用料の増加と新規利用見込み者2名の増に伴う増額というふうになっております。

利用状況の内訳でございますけれども、利用者は12名でございます。事業所は、町内、御代田町ではハンナという事業所が4名利用しております、小諸市のひまわり園3名が利用しております。軽井沢町のにじいろポケットに1名、上田市の上田いずみ園に3名、佐久市の佐久療育支援センターに1名の方が利用しているという状況になっております。

今後の歳出予測でございますけれども、児童発達支援事業の利用者も増加傾向にありますし、利用に伴う相談も受けてございますので、今後も歳出は増加するものと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 町内の新たな施設の設立に伴う増額が、そのまま今回増額になったというような理解でよろしいということですかね。

ごめんなさい。それと、続けてよろしいですか。その確認と、今後の町内の新しい施設につきまして、全体の中での町内の利用者というののまた比率を教えてください。一応出してありますけれど。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。先ほどの答弁も、そちらで一緒にお願いします。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

この利用者でございますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、利用者12名、そのうち町内に新しくできましたハンナという事業所でございますけれども、そちらには4名の方が利用しております。今回増額になった部分については、内容を細かく見ないとわからないんですけれども、確かに当町内のハンナの利用者が4名ということなので、その分は増額になっているというふうに考えてよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） すみません。あと1回なので、もう一項目落としました。歳入のページで、補正予算の11ページ、款17、目2、指定寄附金、50万円の寄附をいただいたということでございますけれども、フォトフェスティバルに伴う寄附金ということで、それに対する内訳と、それから来年度に向けて、このフォトフェスティバル事業が4,500万円相当の大型事業だということで承知しておりますけれども、目標の寄附金額に対する現段階での手だてというか、寄附金の対策と手だてがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

今回2社のほうから寄附金25万円ずつの50万円ということで、御寄附をいただけることになっております。あわせて、今回の補正を含めまして、4社の皆様から100万円の御寄附をいただいたということになっております。

来年度に向けた取り組みとしましては、現在、アマナさんと協力をする中で、多くの企業の皆様にお声がけをさせていただいております。今回のこのフォトフェスティバルに来ていただいて、見ていただいてということで、いろいろ御説明をさせていただいているところでございます。現在、40社程度の方に、こちらに来ていただいているような状況であります。

今後、まだ期間ありますので、この活動を引き続き続けていきたいというふうに考えているところであります。その後につきましては、また実行委員会等で御検討させていただく中で進めていただきたいと、来年度の協賛金についてはそのように考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 議員の本案に関する質疑は3回を超えますので、まとめてください。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第71号 平成30年度小沼地区財産管理

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第23 議案第71号 平成30年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第71号平成30年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小沼地区財産管理特別会計補

正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。平成30年9月7日提出、御代田町長。

次の特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,140万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算の内容につきましては、30年8月9日開催の小沼地区財産管理委員会で同意を得てございます。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入であります。

款1、財産収入、項2、財産売払収入1,102万7,000円の増額でございます。こちらは土地売払収入で、先ほど建設水道課長からも説明があったとおり、融雪剤倉庫用地の売払収入でございます。該当地は、大字馬瀬口の1625番地の2、1,861m²の土地でございます。

款2、繰入金、項1、基金繰入金で320万円の減額でございます。こちら財政調整基金の繰入金を全額組み戻しをするための補正でございます。

款3、繰越金、項1、繰越金は36万3,000円の増額でございます。平成29年度からの繰越金であります。

歳入合計819万円の増額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

続きまして、歳出になります。

款1、総務費、項1、総務管理費、815万円の増額をお願いしております。こちらは財政調整基金への積立金の増額をお願いしております。

款2、予備費、項1、予備費、4万円の増額でございます。

歳出合計819万円の増となっております。

説明は以上となります。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第72号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第24 議案第72号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書38ページをお願いいたします。

議案第72号平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、御説明いたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。平成30年9月7日提出、御代田町長。

予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,903万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,754万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

款6、繰入金、項1、他会計繰入金でございますが、補正額、主なものとして、国保保健事業実施に伴い、職員2名分の人件費を一般会計から国保特別会計へ組み

替えるための交付金との差額分としまして288万3,000円の増額でございます。

款7、項1、繰越金でございますが、前年度繰越金確定に伴いまして、3億3,615万4,000円の増額でございます。

歳入、補正額合計でございますが、3億3,903万7,000円の増額をお願いしております。

続きまして、3ページをお願いします。歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費でございます。補正額でございますが、制度改正の対応にかかわる国保ラインシステム改修としまして、32万4,000円の増額でございます。

款3、国民健康保険事業費納付金、項1、医療給付費は財源変更でございます。

款4、項2、保健事業費でございますが、補正額666万2,000円の増額で、保健事業実施に伴い、保健師と栄養士の賃金を支出するものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び加算金でございますが、平成29年度の療養給付費等国庫負担金の超過交付に伴う返還によりまして、1,108万5,000円の増額でございます。

款6、項1、予備費でございますが、1億2,096万6,000円の増額でございます。

款7、項1、基金積立金でございますが、2億円の増額でございます。

補正額、歳出の合計でございますが、3億3,903万7,000円の増額をお願いしております。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

特別会計補正予算案（第2号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第25 議案第73号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書39ページをお願いします。

議案第73号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成30年9月7日提出、御代田町長。

それでは、予算書をお願いいたします。

ここで、1カ所訂正がございます。予算書の8ページでございますが、お開きいただきまして、上段のところでございますが、3、歳出という項目が落ちておりましたので、記載のほうよろしくをお願いいたします。大変申しわけなく思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、予算書1ページにお戻りください。

平成30年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,989万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,507万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正で、歳入でございます。

款4、国庫支出金、項2、国庫補助金でございます。こちら科目設定でございます。保険者機能強化推進交付金で、包括機能強化や重症化予防のインセンティブでございます。

款5、項1、支払基金交付金でございます。補正額でございますが、前年度の介護給付費交付金と地域支援事業交付金確定に伴う追加交付としまして、624万

2,000円の増額でございます。

款6、県支出金、項1、県負担金でございます。前年度の介護給付費確定に伴う追加交付としまして、113万1,000円の増額でございます。

款9、項1、繰越金でございますが、前年度繰越金額確定に伴いまして、2,252万3,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額としまして、2,989万7,000円の増額をお願いしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款3、地域支援事業費、項1、包括的支援事業・任意事業費でございます。在宅医療介護連携推進事業費として、講師の費用弁償としまして8,000円の増額でございます。

款5、項1、諸支出金でございますが、前年度の介護給付費国庫負担金、地域支援事業国庫負担金、県負担金等に伴う返還金としまして、855万8,000円の増額でございます。

款6、項1、予備費は2,133万1,000円の増額でございます。

歳出合計でございますが、補正額としまして、2,989万7,000円の増額をお願いしております。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第26 議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書40ページをお願いいたします。

議案第74号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について御説明いたします。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成30年9月7日提出、御代田町長。

予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額に変更はないものとする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金でございますが、補正額としまして74万5,000円でございます。人間ドッグ補助事業に対する繰り入れでございます。

款5、諸収入、項3、雑入でございますが、74万5,000円は人間ドッグに対する特別調整交付金の上限が決まっているための減額でございます。

歳入の補正については変更がございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款3、項2、保健事業費は財源変更でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第27 議案第75号 平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第27 議案第75号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書41ページをお願いいたします。

議案第75号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次の定めによるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,958万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,479万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

次の2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、補正額820万円の減額でございます。こちらは、ホテル建設計画に伴います特環公共下水道事業の本年度事業費の減額によるものでございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金、補正額728万2,000円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰り入れで、特環下水道の本年度事業費及び平成29年度の浅麓環境施設組合の負担金の確定に伴いまして、減額をするものでございます。

款 5、繰越金、項 1、繰越金、補正額は 3 1 9 万 8, 0 0 0 円でございます。平成 2 9 年度の繰越額の確定によるものでございます。

款 7、町債、補正額 7 3 0 万円の減額でございます。特定環境保全公共下水道、本年度事業費の減額によるものでございます。

歳入合計は、補正額 1, 9 5 8 万円の減額となり、総額は 8 億 5, 4 7 9 万 8, 0 0 0 円でございます。

次の 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、土木費、項 1、都市計画費、補正額 1, 9 5 8 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。ホテル建設計画に伴う特定環境保全公共下水道の本年度事業費の減額によるものでございます。

款 2、公債費、補正額はございません。

歳出合計は 1, 9 5 8 万 4, 0 0 0 円の減額となり、総額は 8 億 5, 4 7 9 万 8, 0 0 0 円でございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正、変更いたします。

起債の目的は、公共下水道事業です。補正前の限度額を 9, 7 7 0 万円から 7 3 0 万円減額いたしまして、補正後の限度額を 9, 0 4 0 万円とするものでございます。

地方債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 8 報告第 4 号 平成 2 9 年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 2 8 報告第 4 号 平成 2 9 年度御代田町財政健全化判

断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書42ページをお願いいたします。

報告第4号 平成29年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告します。

平成30年9月7日、御代田町長。

次の43ページをお開きください。

平成29年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全性に関する比率を次のとおり報告いたします。

初めに、健全化判断比率でございます。

実質赤字比率につきましては、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。当町の普通会計は一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計で構成されておりまして、その普通会計の収支決算が全て黒字であるため、実質赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

続きまして、連結の実質赤字比率です。御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。一般会計及び特別会計9会計と御代田小沼水道事業会計全ての収支決算が黒字のため、連結実質赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

続きまして、実質公債費比率です。御代田町全体と佐久広域連合や浅麓環境施設組合などの一部事務組合を含めた公債費の負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものであります。

一般会計の公債費のほか、町特別会計や広域連合等一部事務組合へ支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額を用いて算定をしております。

平成27年度から29年度の3カ年の平均で8.9となっておりまして、昨年度から2.9ポイント悪化をしております。こちら、2.9ポイント上昇した理由でございますが、元利償還金の額が前年に対しまして9,692万6,000円の増となっております。昨年度は、一部繰り上げ償還をしております。この繰り上げ償還を除く元利償還金の額となっております。それともう一つ、増となった理由がございまして、エコールみよた建設に当てました、当時地域総合整備事業債を借り入れてございました。この事業債が普通交付税で事業費補正の算定がされていたところではありますが、今回、交付税算定外になったということで、事業費補正により基準財政事業枠に参入された公債費が8,672万3,000円ほど減となったと。こちらが増となった要因でございます。

続きまして、将来負担比率であります。町全体と一部事務組合、土地開発公社の持つ負債のうち、基金や特定収入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合をいいます。町の将来負担が見込まれる額に対しまして、基金残額や将来充当可能な財源が上回るため、将来負担比率は数値なしとなっております。

また、2番の資金不足比率につきましては、公営企業それぞれ4会計において、単年度資金に不足額は生じていないため、それぞれ数値なしとなっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉喜久男君） 先ほど、公営企業の資金不足については問題ない旨申し上げました。これは、財政健全化法の22条という後ろのほうに定められている条項でした。

これから申し上げる審査意見は、健全化法第3条に定める一般会計等に関するもので、意見書は定例会資料44ページに記載しております。

私と議会選出の笹沢監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成されているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率が正確なものであるかに主眼を置いて、財政健全化法第3条の審査を行いました。

次に、審査の結果であります。財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めたところでございます。

財政の健全化は、財政収支が赤字か否かという点と、公債費の額が妥当な範囲であるか否かの面から判断することとされています。個別に申し上げますと、平成29年度御代田町の一般会計に健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支はいわゆる黒字であり、実質赤字は計上されておりません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、すなわち標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合であります実質赤字比率と町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字比率がありませんので、算定はされてございません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金など標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当期は公共事業債等の元金償還により、比率が8.9%となりましたが、政令で定める財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですので、特段の問題とはなりません。

なお、公債費率は3カ年の単年度の数値の平均値として算定しますが、各単年度の数値は、決算書の後半部分の決算説明資料6ページに過去5年分が記載されております。御参照いただければと思います。

また、起債許可となる起債許可基準は18%ですので、この面からも問題はございません。

さらに、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標である将来負担比率も、分子となる将来負担額の数値が財政調整基金等の残額が相当額あることから、算定されていません。

なお、財政健全化計画を作成する基準比率は350%です。これにつきましても

問題はございません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

なお、意見の中の4つの健全化判断比率の定義につきましては、先ほど申し上げた決算説明の20ページ、21ページに詳細な説明がされておりますので、御参照いただければと存じます。

以上の結果、財政健全化法第3条に関連して、経営健全化の見地から是正改善を要すべき事項は、特段ございませんでした。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と笹沢監査委員とが、財政健全化法第3条2項に定める合議により決定したものでありますことを念のため申し添え、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成29年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第75号については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時39分